

令和6年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和6年3月8日第1回市議会定例会（第3日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 長田 淳	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	22 木村 哲也
23 河内 伸一	24 小島 倫明
25 舟橋 秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長 山下 史守朗	副市長 伊木 利彦
副市長 平岡 健一	教育長 中川 宣芳
市長公室長 笹原 浩史	総務部長 松浦 智明
地域活性化営業部長 石川 徹	市民生活部長 入江 慎介
健康生きがい支え合い推進部長 江口 幸全	福祉部長 伊藤 俊幸
こども未来部長 川尻 卓哉	建設部長 前田 多賀彦
都市政策部長 鶴飼 達市	上下水道部長 水野 隆
市民病院事務局長 長尾 正人	教育部長 伊藤 京子
監査委員事務局長 伊藤 裕介	消防長 高橋 博之
市長公室次長 駒瀬 勝利	総務部次長 舟橋 知生
地域活性化営業部次長 三品 克二	市民生活部次長 小川 正夫

健康生きがい支え合い推進部次長	落合健一	福祉部次長	小川真治
こども未来部次長	伊藤加代子	建設部次長	竹内隆正
都市政策部次長	堀場武	上下水道部次長	笹尾拓也
市民病院事務局次長	竹田孝一	教育部次長	矢本博士
会計管理者	林浩之	副消防長	小口高広

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	高木大作	議事課長	河村昌二
書記	舟橋紀浩	書記	尾崎拓実

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

- 1 代表質問
- 2 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（高木大作）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

昨日に引き続き、代表質問を行います。

発言を許します。

日本共産党小牧市議団、安江美代子議員。

○11番（安江美代子）

皆さん、おはようございます。4年ぶりの代表質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。議長のお許しをいただきましたので、私は日本共産党小牧市議団を代表いたしまして、3項目質問をさせていただきます。

質問に入る前に、本年1月1日に起こりました能登半島地震から2か月が経過をいたしました。犠牲になられた方々に、御冥福を申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。1日も早い復興をと願うばかりです。また小牧市からも被災地へ支援に行かれている多くの職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

質問項目 1、施政方針について。

施政方針では、令和6年度の予算編成方針で、歳入においては、個人市民税、固定資産税ともに、対前年度比で減収と見込んだ。歳出においては、社会保障関連経費の増加が続いていることに加え、人件費や物価の急激な上昇が経費の上昇圧力となっている。さらに、法人市民税の一部国税化や、会計年度任用職員の処遇改善など、近年の制度改正や国の政策による減収と支出の増加が普通交付税の不交付団体である本市の財政を急激に圧迫しており、歳出の伸びに対応して、財源の確保が困難になっている。

こうした厳しい財政状況の中においても、安全・安心、快適な市民生活を最優先としつつ、より一層の行財政改革を進めることが不可欠であると書かれています。

一方、市民生活は、長引く物価高騰、上がらない賃金、年金暮らしの中で、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療などの負担が増え、本当に生活が苦しいと悲鳴が聞こえてきます。地方自治体の仕事は、住民の生活を守ること、福祉の向上に努めることです。私は、この立場から、以下質問をさせていただきます。

(1) 教育・子育てについて。

ア、学校給食の無償化は、今、全国的に広がっています。小牧市でも、これまで国の交付金を使い、物価高騰による保護者の負担軽減として行ってきました。令和6年度は、市立小中学校に通う第2子中学生、第3子以降小中学生の給食費を無償化することです。新年度予算では、県内でも安城市、みよし市、豊田市、津島市など、完全無償化や、愛西市では中学生のみ無償化など、学校給食費無償化が広がっています。小牧市でも、思い切って完全無償化に踏み切るべきではないでしょうか。市長の決意をお尋ねいたします。

イ、2月7日の中日新聞で、小牧市新年度予算の報道がありました。昨年、2か所の保育施設で不適切保育が明るみに出ました。市は、今年度から民間施設の保育の質を担保するため、施設が第三者評価を受ける際の費用を一部補助する独自の取組を始める。一方、書類作成など保育士資格を必要としない庶務を担う保育補助者を小規模保育施設が雇用するための補助制度の導入は見送られた。市側は検討を重ねたが、まずは保育士の確保を優先してほしいなどとしたとの報道でした。私は、不適切保育を防ぐ抜本的な対策は、保育士の増員が必要だと訴えてきました。保育補助者についても、私は資格のない補助者ではなく、保育士の増員が必要だと申し上げてきました。保育士の増員については一致できますが、民間保育園において、公立と同じように増員をするためには、財政支援が必要だと思います。どのように考えているのか、見解をお尋ねいたします。

(2) 健康・福祉について。

ア、国民健康保険税では、平成30年度から広域化により国は、一般会計繰入金が決算補填を0にするという方針です。その影響で年々保険税は上がり続けています。令和6年度も平均1世帯当たり1万60円、伸び率は6.7%で、最大伸び率は8%で、6万8,800円の値上げが提案されています。市民生活は、物価高騰が続き、給料は上がらない、年金も上がらない中、本当に大変になってきています。こんなときこそ、自治体は市民生活を守るための政策を示すべきだと思います。

全国知事会は、国に対して、新たに1兆円の公費負担があれば、均等割・平等割保険料の廃止が可能だと提案をしていますが、実現に至っていません。引き続きの要望活動をしていただきますよう強く求めておきたいと思います。

また、一般会計からの法定外繰入れでは、削減・解消の対象となる繰入れ（決算補填等目的）と削減対象の対象とならない繰入れ（決算補填等目的以外）に分類されています。そのため、削減対象となる繰入れの全国合計は、最近、7年間で2,794億円、1人当たり約1万円も減っていますが、削減・解消の対象とならない繰入れでは、維持されています。私は、削減・解消の対象とならない繰入れを活用して、小牧市独自の保険税減免制度の実施・拡充を求めます。見解をお尋ねいたします。

イ、高齢者タクシー料金助成事業は、2022年10月から実施をされました。対象者は要介護1以上の認定を受けている人です。この制度ができてとてもうれしいとの声も聞こえてきますが、非常に残念なのは、利用率が低いということです。令和5年4月から9月までの利用枚数が総交付枚数に占める割合は約1.9%ととても低くなっています。私は、対象者の見直しが必要だと思います。他市の状況を見ると、利用率は20%から30%台となっております。対象者が介護認定を受けている人も含め、一定の年齢以上としている自治体が多いと思います。小牧市でも対象者の見直しをするべきだと思いますが、見解をお尋ねいたします。

ウ、補聴器購入費助成事業が新設されました。耳が聞こえづらくて、外出を控えている。テレビの音が大きくて、家族に注意をされる。補聴器は高くて買えないなど、多くの市民の方々から要望をいただいております。私は、一般質問もしてまいりました。まずは、創設されたことは高く評価したいと思います。

近隣自治体でも、新年度予算で、高齢者の補聴器購入助成事業を新設された自治体があります。江南市、みよし市、岡崎市、春日井市、武豊町などと聞いております。小牧市のこの事業の対象者や助成額についての考え方について、お尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育部長（伊藤京子）

それでは、質問項目1、施政方針について。

(1) 教育・子育てについてのア、学校給食費の無償化について、県内でも学校給食費の完全無償化が広がっているが、小牧市の完全無償化に踏み切るべきと思うが、見解についてのお尋ねであります。

令和5年小牧市議会第4回定例会において、大上議員の一般質問にお答えしましたとおり、学校給食費につきましては、現在、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第2子中学生及び第3子以降小中学生の無償化を実施しておりますが、その年間の経費は1億5,000万円余であり、県内でも積極的に無償化に取り組んでいると認識しております。仮に、学校給食費を完全無償化しようとする場合は、本年度の児童生徒数を基にお答えをさせていただきますと、概算で年間6億5,000万円余の経費がかかることになり、追加で約5億円の経費が必要となります。

急速に時代の変化が進む中で、市が取り組まなければならない施策や事業は年々拡大・多様化しており、学校給食費の完全無償化につきましては容易なことではないと考えております。

以上であります。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、イ、昨年の不適切保育の抜本的な対策は保育士不足がある。民間保育施設が保育士を増員できるように支援すべきと思うが見解についてのお尋ねであります。

令和5年第4回定例会の鈴木議員の一般質問に答弁しましたとおり、昨年発生しました市内保育園などにおける不適切な保育につきましては、関係する在園児やその保護者、また多くの市民に対し、御不安を与え、御心配をおかけしましたが、その後の改善策や再発防止策と丁寧な保護者説明などにより、当該保育施設におきましては、大きな混乱もなく保育が行われております。市としましては、二度とこのような事案を発生させないためにも、職員研修の徹底や保育士の負担軽減に努めていきたいと考えております。保育の責任は市にあるのはもちろんですが、その原因につきましては、保育士が子供に対して、どのような関わり方が適切なのかを十分に理解していなかったという保育士一人一人の認識や行動の問題があったと考えております。保育士個人に対しては、保育士が一人一人が子供の人権や人格の尊重を踏まえた子供への関わりができるよう、全ての保育士に対して適切な保育についての教育・研修を徹底し、保育の質の確保に努めていきます。

加えて、保育ニーズの多様化などにより、一人の保育士にかかる負担は増大しておりますので、これまでも公立保育園では、保育支援システムの活用、私立保育園などでは、ICT化の推進や清掃や消毒などを行う保育支援者の配置、保育補助者の雇い上げに対する補助を行い、保育士の負担軽減を図ってまいりました。

来年度は、さらに、7月から使用済みおむつの施設内処分を開始し、保護者の負担軽減を図るとともに、保育現場の業務負担を軽減し、その効果により手厚く保育に当たる時間を確保し、充実した保育提供体制につなげてまいります。

また、施設を運営する法人に対しては、不適切な保育の未然防止に向けての助言や支援をしていくとともに、施設の適正な運営を担保するため、公正・中立な立場の第三者の視点から評価を受けた際の補助制度を新設し、民間の保育施設に定期的に第三者評価を受けていただくことで、保育の質の向上につなげていきたいと考えております。

保育の質の向上では、国は保育士配置基準の順次見直しと、さらなる処遇改善を行ってまいりますので、本市も国の動向に合わせて、速やかに対応していきたいと考えております。また、保育士の確保や離職防止については、保育士等就職準備金貸付制度を積極的に活用していただき、正規保育士の確保に努めていただくほか、公立の保育業務手当、私立では、保育園等公私格差是正事業の維持などを通じて、保育士の確保を図ってまいります。

以上になります。

○福祉部長（伊藤俊幸）

続きまして、（2）健康・福祉についてお答えいたします。

ア、国民健康保険税が年々上がり続けている。決算補填等目的外の繰入れを活用して、保険税減免制度の実施・拡充を求める。その見解についてであります。

国保会計への一般会計からの繰入金については、法律によって、市町村の義務として行わなければならない法定内繰入れと、歳入不足の解消や、安定した国保運営を目的に政策的に行う法定外繰入れがあります。さらに、法定外繰入れには赤字補填や保険税の負担緩和などを目的とした決算補填等目的のものと、保険税の減免額や、地方単独事業の医療給付費波及増などに充てる決算補填等目的以外のものがあります。

保険税の減免については、地方税法において、地方団体の長は、天災、その他特別の事情がある場合において、当該地方団体の条例の定めるところにより減免することができると規定されています。

特別な事情とは、失業、廃業等により所得が著しく減少するなどのことを言い、保険税の負担緩和を目的とした画一的な基準での減免は、減免の趣旨に反するものと考え

えます。厚生労働省においても、画一的な基準を設けての減免は、明確に法律違反とは言えないものの、適切ではないとの考えを示しております。このため、保険税の負担緩和を目的とした画一的な減免は適切ではないと考えますので、実施する考えはありません。

なお、仮にこのような減免を実施した場合、本来であれば、保険税で賄う必要があるものを一般会計から補填するものであることから、決算補填等目的の一般会計繰入金に該当するとの考えが厚生労働省から示されております。

また、本市の減免項目については、他市町村と比較しても標準的な項目で実施しているところであります。国は、法定外の繰入金のうち、決算補填等目的の繰入金の解消を強く求めています。決算補填等目的外の繰入金についても、財源は広く市民に御負担いただいている市税が多くを占めていることには変わりなく、限られた市の財源の分配に当たっては、他の事業の実施や他の保険制度に加入している市民との負担の公平性を考える必要があり、過剰な減免は不適切であると考えております。このことから、決算補填等目的外の繰入れを活用して、新たな保険税減免制度の実施・拡充を実施することは、現在のところ考えておりません。

次に、イ、高齢者タクシー料金助成事業の対象者は、要介護1以上の人であり、利用割合はとても低い。対象者を一定の年齢以上としている自治体が多い。対象者の見直しをすべきと思う。その見解についてであります。

令和5年第4回定例会にて、山田議員にお答えしましたとおり、健康のために歩ける方には歩いていただくことが重要であり、本市のタクシー料金助成事業の対象は、バス停まで歩くことが困難な方と考えております。そのため、要介護認定1以上の方を対象とし、一般タクシー初乗り料金分を助成する高齢者タクシー料金助成事業を実施しているところであります。

また、本市の小牧巡回バス「こまくる」は、市内23路線をおおむね1時間間隔の運行とし、半径500メートルを利用圏域としてバス停を設置しているなど、全国的にも充実したものとなっており、65歳以上の方は無料で御利用いただけます。

さらに、市内に店舗を置くスーパーと協定を締結し、本年4月頃から移動販売車を市内全域で順に展開していただくことを予定しております。移動を支援する手法ではなく、販売に出向いてもらうことで、買物に困る高齢者を支援します。

加えて、昨今、全国的にタクシー運転手不足によるタクシー供給量の不足が報道等されております。本市においても例外ではないと考えております。現状において、対象者を拡大して、タクシー券を配布しても利用できない可能性が高いことが想定されます。これらのことから、現在のところ、一定年齢以上の高齢者を対象とし、一律

でタクシー利用券を交付することは考えておりません。

次に、ウ、補聴器購入費助成事業の対象者、助成の額などの考え方についてであります。

補聴器購入費助成事業につきましては、耳が聞こえにくく、日常生活においてコミュニケーション等に支障のある難聴者に対して、自立した日常生活を営むことができるように、補聴器購入費用の一部を助成するもので、令和6年7月から開始を予定しております。

助成対象者につきましては、高齢者に限定することなく、18歳以上で、身体障害者手帳の交付対象にならない方としています。これは年齢に関係なく、耳が不自由のため、家族や地域の方とコミュニケーションが取りづらい全ての方に対して、よりよいコミュニケーションと、積極的な社会参加をしていただくためであります。財源には限りがあるため、助成対象は市民税非課税世帯としております。

なお、身体障害者手帳所持者に対しては、国の補装具費支給制度があり、18歳未満の方に対しては、既に補聴器購入費助成事業を実施しております。

対象聴力につきましては、通常の声が聞き取り困難と言われている中等度難聴者、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方としております。

助成の額につきましては、補聴器購入費用の3分の2とし、上限額を3万5,266円としています。これは手帳所持者に対する補装具費支給制度において、一般的に購入される補聴器の基準額は、5万2,900円となっており、18歳未満の方に対する補助制度においても、補装具費支給制度の基準額の3分の2を上限に購入費用の3分の2を助成していることから同様の金額としたものであります。

なお、同様の助成制度は、県内でも数団体が実施しておりますが、対象者を高齢者に限定していないのは、本市のみと認識しており、特筆すべき点と考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

まず（1）の教育・子育てについてのアです。学校給食費の無償化について再質問させていただきます。

具体的な金額を出していただきました。追加5億円はとても困難だという答弁だったと思います。小牧市は令和5年度は、1学期は半額にしました。3学期は無償としてきました。そして、令和6年度は第2子の中学生、そして第3子以降の小中学生は無償にしました。この間の無償化の様子を見ていますと、何か一貫性がありません。その都度判断をしてこられたんだとは思いますが、今後の小牧市としての学校

給食の無償化についてですけれども、これでもう打切りなのかどうか、お尋ねをしたいと思います。市長は、いつも子育てにかかる費用は、社会全体で見るべきだというふうに昨日も何度も言っていました。国の意向を待つのではなく、完全無償化を実施して、山下市長の本気度を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○市長（山下史守朗）

学校給食費の無償化に対する考え方があります。今、安江議員からもお話がございましたけれども、私といたしましては、常々申し上げているように子供の子育て、教育、こうした子供に関わる費用につきましては、やはり家庭環境や境遇にかかわらず全ての子供たちがひとしくそうした支援を受けることができるということが基本的な考え方であろうというふうに思っておりますので、保護者、家庭に依存するのではなくて、社会全体でその費用を負担していくということが基本的な考え方であるべきだというふうに考えているところでございます。

給食費につきましても基本的には無償とすることが理想的な考え方だというふうに考えております。ただ、なかなか財源的に現状は厳しいということでありまして、今、安江議員からこれまでの給食費の無償化の状況について、本市の状況について一貫性がないんじゃないかというようなお話がありましたが、基本的には、多子世帯の負担軽減、こういったことから始めていこうと。もちろん全て無償化するのが理想だということをお申し上げたとおりであります。財源的にすぐということとは非常に厳しいという中で、第3子以降をまず無償化をし、そして次、第2子以降と言いたかったんですけれども、財源的な限界もございまして、中学生の第2子以降ということさらに進めさせていただいたという状況であります。

3学期につきましては、これは国の物価高騰対策のお金を活用して、その財源を給食費の無償化に充てたということでありまして、これまでのコロナ対策の物価高騰対策、こういった国の財源があるときには、完全に無償化を全ての児童生徒に広げてきたということでありまして、財源がなければできないということが現実だということでございます。そうした中で、恒久的に全ての小中学生の給食費を無償化することについての考えであります。他の自治体において、先ほど御紹介がありましたように、学校給食費の完全無償化が順次拡大をしているということについては私も承知をいたしております。そうした中で小牧市におきましては、今、部長から答弁がありましたとおり、年間で6億5,000万円という金額がかかるわけでありまして、現状、第3子以降の無償化と中学生第2子の無償化で約1億5,000万円費用がかかっております。残り5億円を財源を捻出しなければならないということでありまして、非常に今現状、

来年度すぐできるかという、これはできないという状況であります。

そもそもこうした金額について、市単独で実施をしていくというのは非常に財政的に困難な面もございますので、国において今給食費の無償化についての議論もされてるというふうに伺っておりますので、そうした議論の状況も注視をしていきたいというふうに思っております。

本市の財政状況につきましては、昨日も様々な観点からお話をさせていただきましたし、施政方針でも申し上げましたが、様々な努力をしておりますけれども、一自治体、地方自治体のコントロールできる部分ではない部分でかなり今、社会保障関連経費などを初めとして、経費の増加が著しいという中で、財源の確保は困難でありまして、本市の財政状況は大変厳しい状況でございます。そうした中で、必要な事業が、給食費以外にも多数ございまして、優先順位をつけて財源を確保しつつ、各種施策事業に取り組んでいる状況でありまして、今後もそうした努力を重ねていかなければいけないということでもあります。

そうした中でありますが、いずれこれは学校給食費については、本市においても完全無償化を実現をしなければならぬと、そうした思いは強く持っておりますので、まずは今の厳しい財政状況の中でできることをしていくしかないところであります。こういった給食費の御質問は、何度もいただいているところでありまして、他の議員にもお答えしておりますが、他市ですね、今御紹介ありました豊田市ですとか、安城市ですとか、あるいはみよし市、津島市といったところが完全無償化に踏み切ってきているということもございます。本市も第3子以降と第2子の無償化というのは、県内でもかなり前向きに努力をしている自治体だというふうに自負をいたしておりますが、完全無償化が広がってきているというのは事実であります。それぞれの自治体の状況は様々ございまして、他市が行っていない小牧市独自の事業というのも多数ございまして、一例を挙げますと、保育園の0・1・2歳の完全無償化、これは本市のみでありますし、また巡回バスも1時間に約1本で、これだけ23コース、15万人都市で実現をしているというのは間違いなく全国一の充実数だというふうに自負をしております。65歳以上が無料だと、こういったこともございます。

また、他市町で、今挙げた自治体の中では、市民病院を持っていない自治体も多数ございまして、本市は市民病院にも18億円の繰出金を出しておりますし、来年の予算ベースでは16億円ということで、多額の繰出金を行っておりますし、下水道も8億円ぐらいございますし、そのほか様々な各種繰出金も多数ございます。様々な事業について精査をして、やはり財源をつくっていくということが必要だというふうに思っております。

いずれにしても、いずれこれは学校給食費の無償化は、成し遂げていきたいというふうに思っておりますが、現状として大変厳しい財政状況の中で優先順位をつけながら、できる限りの努力をしていくということが現状のお答えでございます。

引き続き、学校教育、また子育て、こういったことについて、十分に努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○11番（安江美代子）

市長から答弁をいただきました。市長の気持ちとしては、いずれは学校給食完全無償化、これを成し遂げたいという御答弁でした。ぜひ期待をしておりますので、なるべく早く実現に向けてよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、（1）のイを再質問させていただきます。

保育の関係ですけれども、国は76年ぶりに保育士の配置基準の改正を行いました。御存じのように、4・5歳児は30対1から25対1に、3歳児も20対1から15対1に改正をされました。しかし問題は、これを実現するために、この配置基準をするのに、期限が曖昧だということです。小牧市の公立の保育園は、既に4・5歳児は25対1、3歳児は15対1の配置基準で保育を実施しているというふうにお聞きをしておりますが、私立の保育園はどのような実態なのか、お尋ねをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

民間保育施設の配置基準についてのお尋ねであります。

保育園の職員の配置基準は、去る令和5年第4回定例会で安江議員の一般質問に答弁しましたとおり、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において児童の数に対する保育士の配置基準を定めております。0歳児は、乳児3人に対し保育士1人、1歳児及び2歳児は幼児6人に対し保育士1人、3歳児は幼児20人に対し保育士1人、4歳児及び5歳児は幼児30人に対し保育士1人となっております。

本市では、1歳児クラスの保育において、配置基準に上乘せをし、幼児5人に対し保育士1人の基準で配置をしております。また、3歳児に対する保育士等の配置を幼児20人に対し保育士1人から幼児15人に対し保育士1人に引き上げる保育所等に対する公定価格上の加算が設けられておりますので、私立保育園においても、15対1の配置を行っております。

保育園の職員の配置基準等につきましては、昨年閣議決定されましたこども未来戦略加速化プランにおきまして、配置基準の見直しや、保育士等のさらなる処遇改善について方針が示されております。制度発足以来76年間一度も改正されてこなかった4歳児及び5歳児について、幼児30人に対し保育士1人から、幼児25人に対し保育士1人へ改正し、加算措置が設けられます。3歳児については、既に3歳児配置改善加算

の措置がされているところですが、4歳児及び5歳児の改正に合わせて、幼児20人に対し保育士1人から、幼児15人に対し保育士1人へ改正されます。1歳児につきましては、こども未来戦略加速化プランの期間中の早期に幼児6人に対し保育士1人から幼児5人に対し保育士1人への改正が進められる予定となっております。

本年2月における私立保育園7園の4歳児及び5歳児のクラス編制と職員配置を見ますと、4歳児で1クラス、5歳児で3クラスを除いて、既に改正予定後の基準による職員配置がなされております。基準の改正に当たっては、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間は現行の基準により運営することができる経過措置が設けられる予定と聞いておりますが、在園児の進級や新入園児の利用の状況を考慮し、早い段階で保育体制を整える必要があると考えております。

以上になります。

○11番（安江美代子）

私立の保育園は、まだ完全に25対1になっていないところもあるよというお話でした。本当に早急に、そのようになるように支援、財政的な支援も含めてお願いをしたいと思います。

次に、続けて質問をさせていただきますが、山下市長は先ほどもおっしゃられましたが、昨年の市長選挙で0歳児から2歳児の保育料を無償化すると公約されました。それで愛知県初ということで、昨年4月から保育料が無償化となり、子育て世代には本当に歓迎をされる施策だったというふうに思います。しかし、この無償化により、昨年の12月時点の隠れ待機児童は、何と250人近くになっているとお聞きをしています。それで、小牧市は受け入れる保育所が足りないために、時間のかからない小規模保育事業所を次々につくる計画をしています。受入れ体制をつくることはもちろん必要なんですけれども、もともと受入れ体制もないのに無償化を公約された市長の責任は非常に私は重いと思います。私は、小規模保育事業所にも公立と見合う保育体制にするための支援が必要だと思います。

今回の配置基準の改正では、1歳児は見送られたということですが、現在公立や民間保育園では、1歳児は5対1の配置基準で保育が実施されています。小規模保育事業所は、まだ6対1なんです。私は、公立・私立と同じように、5対1に早くするべきではないかと思います。特に0歳・1歳・2歳保育というのは、言うまでもなく命の安全が第一だと思います。全国的に保育事故もこの年齢に多く起きているんです。保育士の研修はもちろんですが、保育士の十分な体制がどうしても必要だというふうに思いますので、特に小規模保育事業所にも財政的な支援、そして1歳児、6対1ではなくて、5対1で保育ができるように、支援が必要だというふうに

思っておりますが、改めて、これについても市長の覚悟をお尋ねしたいと思います。

○市長（山下史守朗）

国家的な社会課題であります人口減少と少子高齢化が国の想定を超えて進行している状況の中で、私がかねてから少子化対策は一義的には国の最優先課題として、国が取り組むべきであると、国全体で取り組む必要があるということを申し上げてきたところではありますが、既に待ったなしの状況でありますので、国に先んじて、市でできることは市として率先して取り組んでいく、そうした決意の中で、信念とスピード感を持って様々なチャレンジを行ってきたというふうに自負をしているところでございます。

そうした対策の一つとして、県内初の市独自の取組であります所得や出生順位にかかわらずに、保育園認定こども園、また小規模保育事業所に通う0・1・2歳児の保育料の完全無償化を実施をしたところでもあります。安江議員は受け皿もないのに実施したということについて責任があるというようなことをおっしゃった。やらないほうがよかったというふうに思っておられるのかも分かりませんが、私は、やはり保育園の保育料の負担感が重いものがあって、これはぜひ、これは子供を持つということについてのやはりこれはハードルにもなるということもありますし、ぜひ実現すべきだということで実現をさせていただいたところでもあります。

この保育料の無償化の影響でありますけれども、実施前の段階からある程度想定をしていたわけでありまして、本市よりも先に他県においてこうした事例があります。同程度の人口規模の大都市近郊の自治体の無償化の事例を検証した結果、この無償化によって保育ニーズが一定程度掘り起こされて、一層待機児童の発生につながるおそれということは課題として認識をしていたところでもあります。この保育料の増大に対応するために、本市としても、いち早く小規模保育所の新たな整備ということで3施設整備をして、保育の受け皿の拡充を図っているところであります。

私は、保育士は、特に乳児を預かる保育士はそうでありますし、保育士全般もそうでありますけれども、やはり子供の命を預かるという大変重要な仕事だというふうに認識しております。このため、新たな小規模保育事業所の整備に合わせまして、0歳児から2歳児を担当する保育所を対象とした乳児保育士研修を実施するように指示をしたところでもあります。来年度も小規模保育事業所の公募を予定しておりますので、施設の設置と保育の質の向上のための研修を同時に実施をする考えであります。

また、受け皿となる施設の保育士の確保というものが不可欠であります。現実問題として公立・私立にかかわらず、保育士を募集してもなかなか集まらないということがございまして、保育現場では、保育士の不足が常態化しているのが現実でありま

す。国は、保育園につきまして、様々な新たな制度の議論があつて、また今度どこでも通園制度だとかいろいろとおっしゃってますけれども、非常に保育士の確保ということが問題だというふうに認識をしております、まずは様々な制度の実施に当たっては、まず保育士を確保することが最優先だというふうに考えております。心配をしているところもあるんですけども、そのため、私は愛知県市長会の議題として昨年6月には、積極的な保育士確保策の拡充及びその財源確保という提案を国に申し上げましたし、また先月においても待機児童対策の強化の提案を国に働きかけをしているところでございます。

そうした中で、市独自の保育士の配置基準の見直しにつきましては、これは保育士の確保やクラス編制による保育室の確保、民間保育園の補助などを慎重に検討する必要があるというふうに考えております。国において保育士の確保の要請をするに当たって、やはり処遇改善、命を預かる保育士の待遇がやはり低いと感じる部分もございまして、やはり処遇を上げていくということは非常に重要でありまして、そうしたことについても、私としても国に対して働きかけをしているところでありますけれども、一自治体として、それを実施していくということについてはやはり限界があるところでございますので、慎重に検討をせざるを得ない状況でございまして。まずは、その点については、国に対してしっかりと働きかけを行ってまいりたいと思っております。

ただ、本市としてできることはやっていきたいということで、今年度、創設をいたしました本市独自の保育士の確保策として、あるいは離職の防止策としても、有効だと考えておりますが、保育士等就職準備金貸付制度を創設いたしました。これを積極的に活用をすることで正規保育士の確保に努めるほか、公立の保育園、公益の保育業務手当、ある私立では、保育園等公私格差是正事業の維持などを通じて、保育士の確保を図っていききたいと考えているところであります。

いずれにしましても、保育士の確保、そしてまた質の向上も急務でございまして、しっかりと市でできることはしてまいりたいと、また研修等についてはしっかりと行っていく考えでありますので、引き続き子供が健やかに育ち、保護者が安心して子供を預けられる環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

○11番（安江美代子）

ありがとうございました。市長の覚悟をお聞きしました。まさに本当に子供の保育というのは子供の命を預かる仕事だと、そういう認識をしていただいているということは、本当にありがたいと、そのように思っています。特に、やはり0歳・1歳・2歳児の保育、特別ですのでやはり研修を重視しているという答弁もありました。ぜひ

この研修は、重視していただきたいというふうに思います。これからも施設の整備ももちろんですけれども、保育の質の向上、そして何よりもやっぱり子供の命を預かる仕事として責任を持って実施をしていただきたい、このことを重ねてお願いをいたしておきます。

次に、(2)健康・福祉について、再質問をさせていただきます。

アの国民健康保険税の減免、市独自の保険税の減免制度を実施してはどうかというふうに言いましたけれども、答弁は考えていないという、とても残念な答弁でした。私は、以前にも、例えば18歳までの子供の均等割の免除、これを訴えてまいりました。被用者保険では、扶養家族が増えても保険料は増えません。しかし、国民健康保険では、生まれたばかりの赤ちゃんにも保険料がかかります。均等割ですね。子育て支援に逆行している、こういった批判があり、国は2020年度から就学前の子供の均等割の保険料の5割軽減を実現しました。しかし、国の減免対象は就学前の子供に限定しています。しかも半額にとどまっています。私は、18歳までの全額免除の制度をしていただきたいというふうに思っています。これは全国の知事会なども対象年齢や減額割合の拡大を求めています。そしてある自治体では、18歳未満の均等割の保険料を3割減免したことで、従来低かった4人以上の世帯の収納率が非常に顕著に向上したというお話も聞きます。特に、愛知県大府市では、一般会計に子ども・子育て応援基金を設けて、18歳までの子供の均等割の保険料を8割減免に踏み切っていると、こういった話もあります。私は、やっぱりこのような減免施策を実施するべきだと考えておりますけれども、もう一度答弁をお願いいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

子育て支援の一環として18歳未満の方への均等割減免をする考えはないかということでございますが、平成31年第1回定例会で日本共産党小牧市議団の代表質問及び令和2年第2回定例会、令和5年第2回定例会の一般質問において、安江議員にお答えしたとおり、市独自に新たな減免制度を設けることは、法定外繰入金を増やすことになり、国民健康保険加入者以外の市民にも負担を強いることになることから、18歳未満の加入者の均等割額の減免を市独自で実施することは、現在のところ考えておりません。

加えて、先ほどの答弁のとおり、保険税の負担緩和を目的とした画一的な減免は適切ではないと考えておりますので、実施する考えはございません。

子育て世代の負担軽減の必要性は認識しておりますが、国民健康保険における負担軽減については、市独自で行うものではなく、国の制度として統一的に実施されるべきものと考えております。その実現に向けて、引き続き国に対し、子育て世代の負担

を軽減する支援制度について対象年齢や負担割合を拡大する等、制度の拡充を求めてまいります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

国に求めるのはもちろんの話です。この件に関しては、また議論させていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですけれども、小牧市は、国が求めている法定外繰入れ、要するに決算補填等目的を10年間で0にする計画を立てました。今、6年が過ぎたところですのでけれども保険税はどのくらい上がったのか、1人当たりと1世帯当たりの平均額でお答えください。平成29年度と令和6年度の比較でお答えください。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

答弁の前に先ほどの答弁の訂正を少しさせていただきます。

私、「対象年齢や負担割合を拡大する等、制度の拡充を求めてまいります」とお答えしましたが、正しくは「対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度の拡充を求めてまいります」であります。謹んでおわび申し上げますとともに、訂正をお願いします。

○福祉部次長（小川真治）

平成29年度と令和6年度の保険税の金額と上昇率についてのお尋ねであります。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる制度改正が行われ、小牧市でも税率改正を実施しているため、その前年度である平成29年度との比較でお答えをいたします。

確定している金額は、令和4年度までとなりますので、平成29年度と令和4年度を決算時の調定額で令和6年度は参考として、令和5年6月時点データで試算した賦課額でお答えをいたします。

平成29年度と令和4年度の比較では、1人当たり保険税は、平成29年度は8万7,859円、令和4年度は9万5,709円であり、金額として7,850円、率として8.9%の上昇であります。1世帯当たり保険税は、平成29年度は14万5,925円、令和4年度は14万6,394円であり、金額として469円、率として0.3%の上昇であります。参考として、平成29年度と令和6年度の比較では、1人当たり保険税は、令和6年度は、10万5,767円であり、金額として1万7,908円、率として20.4%の上昇、1世帯当たり保険税は、令和6年度は16万450円であり、金額として1万4,525円、率として10%の上昇であります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

次に続けて質問ですが、国の求めている法定外繰入れを、要するに決算補填等目的、これを0にせよという方針がありますが、現在の小牧市の法定外繰入れ、決算補填等の目的に値する法定外繰入れ、これを0にした場合の保険税もお尋ねしたいと思います。お願いします。

○福祉部次長（小川真治）

法定外繰入れを0にした場合、どれぐらいの保険税の負担が増えるかについてであります。現在、確定している一般会計からの決算補填等目的の繰入金は、令和4年度の決算額で、その額は3億1,983万8,000円余であります。この3億1,983万8,000円余を0とする場合の平均保険税額ですが、令和4年度の平均被保険者数及び平均世帯数で割った額でお答えをいたします。1人当たり保険税は1万1,822円、1世帯当たり保険税は1万8,082円の負担増となります。参考といたしまして、令和6年度当初予算案における一般会計からの決算補填等目的の繰入金は6億4,728万6,000円でありますので、令和6年度の平均被保険者数及び平均世帯数の見込み数で割りますと、1人当たり保険税は2万7,016円、1世帯当たり保険税は4万903円の負担増となります。以上となります。

○11番（安江美代子）

ありがとうございました。たくさんの数字を答弁いただきました。

まとめますと、広域化になる前の平成29年度は、1人当たりの平均額が8万7,859円だったのが、令和6年度は、20.4%上がって10万5,767円、さらに繰入金を0にしたら13万2,783円の上昇になるということで、率では50%上がるということになると思います。また、1世帯平均額では、同じように計算をしていきますと、38%上がるというふうになります。私は、この数字を伺って本当にこんなことを国が求めているなんてとんでもないなというふうに改めて思いました。現在、本当に所得や年金が上がらないのに、この保険税をどうやって支払うのか。これでは本当に国民健康保険税、国民皆保険制度の崩壊になってしまうのではないかというふうに思います。これ以上の負担が増えれば、本当に滞納者も増えてくると思います。お金のない人は医療も受けられなくなってしまいます。この危機を打開するためには、やっぱり国庫負担を増やしてもらい、そして公費負担を増やす以外に道はないというふうに思います。国に対しても、国庫負担を増やすべきだというふうに、市長、もっと強く国に物を言ってください。そして同時に、自治体は、住民の命を守る責任もあります。一般会計からの繰入れをして、子供の均等割など何らかの減免を行ってほしいというふうに思います。市長に改めて答弁を求めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○市長（山下史守朗）

ただいま先ほど部長が答弁したとおりでありまして、大変負担感が大きくなるというところで厳しいということは十分に承知しておりますが、国の制度でありますし、また国民全体の負担をどうしていくのかという議論でありますので、今の世代、そしてまた将来の世代を含めて十分な議論の中で、国において制度として設計をされるということだろうというふうに思っております。負担感が強くなっている中で一層の工夫が必要だということについては、これ医療費の適正方とか、様々な市の部分の議論もあろうかと思いますが、そういったことも含めて国においてしっかりとよりよい形にさせていただくように市としても引き続き、国に対しては様々な観点で意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

○11番（安江美代子）

ぜひ、市長、国にもしっかりと物を言ってください。よろしくをお願いします。

次に、高齢者タクシー料金助成事業について再質問させていただきます。

先ほどの答弁では、一定年齢以上の人にタクシー券を配布するということは考えていないという答弁だったと思います。高齢者のタクシー助成事業については、令和4年10月に新設をされたんですけれども、令和6年度予算で半額になっているんですね、この予算。私、これは大問題だというふうに思うんです。この制度をせっかくつくったんですから、これからはこの制度を使ってもらえる制度にするために、考えるべきではないかと思います。このままどんどん使われないといって、予算を減らしていったら、この制度の失敗を認めることになってしまうのではないですか。ぜひとも、今、タクシー券を求めている人もいます。ですから、この対象者をぜひ広げてほしいというふうに思うんです。今後どういった人がこのタクシー券を求めているのか、どういふときに使いたいのか、そういった具体的なこともアンケートなどを取って、そしてせっかくこの助成制度改善を求めたいというふうに思いますが、今後検討していくつもりがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

制度の改善についてでございます。その前に令和6年度予算につきましては、利用実績を踏まえ、適切に予算計上したところでございます。高齢により運転ができない方が増えてきております。市としても自治体は高齢者の足の確保に大きな役割を果たす必要があるとの考えの下、先ほど答弁しましたとおり、小牧巡回バス「こまくる」の充実など公共交通の充実について重点的に取り組んできたところであります。原則、歩ける方にはできるだけ歩いてもらうことが健康づくりにも役立つとの考えであり、お出かけには、小牧巡回バス「こまくる」を利用させていただきたいと考えております。バス停まで歩くことが困難な方もおみえになるため、要介護認定3以上の方や、一定

以上の障がいのある方への外出支援サービスに加え、令和4年10月から要介護認定1以上の方を対象とし、高齢者タクシー料金助成事業を開始したところであります。

また、歩ける方でも重い買物袋を持って小牧巡回バス「こまくる」を利用するのは大変との声もあり、移動販売による買物支援を民間事業者の協力を得る形で、4月中旬頃から始める予定であります。

このように、高齢者の足の確保については改善を図ってきたところであり、今後も必要に応じて改善を図ってまいります。

なお、タクシー運転手不足が社会的な問題になっている現状では、高齢者タクシー料金助成事業の対象者を増やすことは現在のところ考えておりません。

以上であります。

○11番（安江美代子）

対象者を広げることは考えていないということは非常にショックな答弁でした。私は対象者を広げていただきたい。こういうことを重ねて求めておきます。

次に、ウ、補聴器購入費助成事業、これが新設をされました。先ほどの答弁から18歳未満が対象で県の制度があるというお話でした。実際この県の制度を使っている人は、どのくらいおみえになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○福祉部次長（小川真治）

18歳未満の方で補聴器購入の助成を受けられている方についてでございます。18歳未満の方に対する補聴器の購入による助成については、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付制度として平成30年度から実施をしております。平成30年度から令和4年度におけるこの制度の利用実績につきましては、延べ11件であります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

小牧市はこの制度、18歳以上全ての方が対象だよということで、そういう特徴があるというお話でした。せっかく創設をしていただいた制度ですから、本当に市民の利用しやすい、そういう制度になるようにしていただきたいと思っています。できるだけ多く市民にお知らせをしていただきたい。特に高齢者の方がこの補聴器補助制度を求めていらっしゃるというふうに思いますので、分かりやすい周知方法をお願いしたいと思いますけれども、どのような周知方法を考えているのか、お尋ねをいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

周知方法でございますが、その前に先ほど18歳未満の方への助成事業のことでございますが、県の制度だというようなお話がありますが、詳しく申し上げますと、市の制度で、県からその財源として補助金をいただいているということでございます。

市民への周知方法につきましては、耳が聞こえにくくなった場合、医療機関を受診されると考えられますので、小牧市医師会の協力を得て、市内耳鼻咽喉科に案内チラシを設置するなどの周知を予定しております。

また、対象者に高齢者が多いことが予想されるので、市が作成しております高齢者福祉ガイドブックに掲載することや、地域包括支援センターや老人福祉センターなどの高齢者に関連する施設にも案内チラシ等を設置し、周知することを考えております。

加えて、広報こまき、ホームページなどを活用し、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

本市の事業の特徴として、対象者を広く18歳以上としており、若年層にはSNSでの周知が有効であることから、SNSにおいても積極的な発信をしていきたいと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

よろしく周知をお願いいたします。

これで質問項目1を終わります。

次に、質問項目2に入ります。

小牧市下水道事業長期経営計画について。

小牧市は、令和4年度から令和33年度までの下水道事業長期経営計画を策定しました。以下、経営計画と略します。その主な内容は、今後の下水道会計は、老朽化した施設の更新などで費用がかかる。一方、人口減少と世帯員の減少で使用料収入は減少する。下水道会計の悪化が避けられないため、①計画区域を縮小・見直しし、令和24年度に達成率100%を目指す。②経営の健全化として、一般会計からの基準外繰入金を抑制する。③経費回収率100%以上を目指すために、現在の使用料金を1立方メートル当たり150円まで引き上げるとしています。

小牧市は、昭和48年から令和元年まで特別会計で下水道事業を進めてきました。財政力がある小牧市は、積極的に区画整理事業と併せ、公共下水道事業を進めてきました。基準外繰入額は、平成23年から27年は平均で年間11億3,256万円、平成28年から令和2年は平均で9億3,499万9,000円となっています。令和元年4月から小牧市は下水道事業を企業会計に変えました。地方公営企業法は、独立採算が原則です。これまで基準外繰入れを増やして進めてきた小牧市の令和4年度の経費回収率は、58.3%と低く、総務省から自立性のない不健全な経営と指摘されているのが現状だと思います。

小牧市は、豊かな財政力で、長期間投資を拡大し、事業を展開してきたのですから、指摘は当然といえば当然です。しかし、総務省の指摘については、私は、市民に責任

があるとは思いません。公共下水道の恩恵を受ける市街化区域の住民は、都市計画税を払い、事業計画時は受益者負担金を支払っているからです。

経営計画では、令和4年度、1立方メートル当たり89.41円を令和6年度、1立方メートル当たり、116.9円に1.32倍、令和11年度に1立方メートル当たり150円、1.69倍に使用料の値上げを示しています。経営計画は、結局、住民負担を増やすことで問題解決を図ろうとしているのではありませんか。水は、命の水、上水も下水も生命維持に欠かせないものです。この物価高に使用料金を上げれば、住民は水を節約します。節約すれば全体の使用水量は減り、下水道会計は悪化します。下水道会計改善のために、さらに値上げをするという悪循環に陥り、住民にとっては悪魔のサイクルとなります。住民の立場に立つ下水道事業を求めて、以下質問をいたします。

(1) 小牧市下水道事業長期経営計画の考え方について。

ア、総務省が示す使用料の最低水準1立方メートル当たり150円の根拠は何かお尋ねします。

イ、小牧市の汚水処理原価は幾らかお尋ねします。

ウ、汚水処理原価の項目内訳をお尋ねします。

エ、小牧市の汚水処理原価と総務省が示す使用料の最低水準1立方メートル当たり150円、この差額は基準内繰入れができるのかどうか、お尋ねをいたします。

オ、令和4年度の1立方メートル当たりの使用料は89.41円で、30年間据え置いてきた。理由をお尋ねいたします。

カ、水は命の水、生命維持に欠かせません。使用料を上げれば節水で有収量は減り、下水道会計は悪化し、悪循環となります。住民負担を増やさない方策を考えるべきだと思いますが、見解をお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○上下水道部次長（笹尾拓也）

質問項目2、小牧市下水道事業長期経営計画について。

(1) 小牧市下水道事業長期経営計画の考え方について。

アといたしまして、総務省が示す使用料の最低基準1立方メートル当たり150円の根拠についてのお尋ねであります。

使用料の150円ではありますが、平成17年に総務省が自治体に対し、使用料の適正化を図る際の考え方として示したものであります。これによりますと、現在の使用料単価では、汚水処理原価を回収できない事業にあつては、1立方メートル当たり水道の

使用料単価が176円であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が135円であることなどに鑑み、まずは使用料単価を当面の間は、家庭用使用料として、1か月20立方メートル3,000円、1立方メートル当たりでは150円とされております。

次に、イ、小牧市の汚水原価は幾らかとのお尋ねであります。

本市の汚水処理原価につきましては、公費負担分を含めた原価であります。令和4年度決算で申し上げますと、公共下水道事業において、1立方メートル当たり162円48銭であります。

続きまして、ウ、汚水処理原価の項目、内訳についてのお尋ねであります。

汚水処理原価は維持管理費と減価償却費などの資本費で構成されており、その内訳は、維持管理費は、流域下水道への維持管理負担金が60円79銭、人件費、修繕費及び動力費などで25円12銭で合計85円91銭であり、資本費は76円57銭であります。

続きまして、小牧市の汚水処理原価と総務省が示す使用料の最低水準1立方メートル当たり150円の差額は、基準内繰入れができるのかについてのお尋ねであります。

令和4年度決算における汚水処理原価1立方メートル当たり162円48銭と、総務省が示す1立方メートル当たり150円の差額である12円48銭につきましては、毎年度総務省から示される繰出し基準において認められている分流式下水道等に要する経費に該当しますので、基準内として繰り入れております。

私からは以上です。

○上下水道部長（水野 隆）

続きまして、オ、使用料を30年据え置いてきた理由についてのお尋ねであります。

本市の下水道使用料は、平成2年以来、消費税の税率変更を除き34年間据置き、令和5年4月現在、一般的な4人家族の使用水量の目安であります1か月24立方メートルの場合、愛知県内の全38市の中で最も安い金額となっております。汚水処理人口普及率が令和4年度末現在、84.0%を超え、整備の時代から維持管理、経営の時代へと転換期を迎える中で、令和元年度から公営企業会計を適用することになり、経営の見える化を図ることで、収支構造の妥当性が判断できるようになったところであります。それによると現状は、一般会計からの繰入金に依存した経営になっており、このような状況が続けば、市の財政を圧迫するだけでなく、下水道事業の安定的な経営が困難となり、今後需要の増加が見込まれる施設の更新が先延ばしとなり、下水道管の破損による道路陥没や汚水処理設備の故障による公衆衛生の悪化や、耐震化の進捗の遅れなどにより、市民の皆様に多大な影響を及ぼすおそれがあります。市民生活に不可欠なインフラを預かる公営企業として、将来にわたり事業を安定的に継続することが可能となるように、国が要請している独立採算を目指した取組や経費回収率の向上に向

けた取組を実施する必要があることから、支出の削減のための取組を実施するのはもちろんのことですが、令和元年度に地方公営企業法を適用して以降、3年間の使用料単価の平均値は、1立方メートル当たり89円35銭にとどまっており、総務省が示す使用料単価の最低基準150円とは大きな開きがあるため、適正な使用料について、小牧市上下水道事業経営審議会において検討することになったものであります。

続きまして、使用料を上げれば節水で有収量が減ると。下水道会計は悪化し、悪循環となる。住民負担を増やさない方策を考えるべきであると思うがの見解についてであります。

下水道事業の経営改善に向けては、支出を最小にするための視点と収入を確保するための視点の両方から取り組む必要があると考えております。支出を最小にするため、料金請求業務などの民間業者への委託による組織の効率化、ストックマネジメント計画の策定などによる投資の平準化や、近隣市町との下水道管路施設の点検・調査業務の共同化などに取り組んでおります。しかしながら、下水道事業の主な費用は、愛知県の汚水処理場に支払う負担金や施設整備のための企業債の償還など、ほとんどは固定費で削減することが難しい企業が大半を占めており、経費削減だけでは賄い切れない状況であります。また、収入を確保するため、下水道未接続世帯への接続促進活動などによる水洗化率の向上にも取り組んでおります。

今後もコスト縮減や経営の効率化に努めてまいります。将来にわたって持続可能な事業運営を行うため、下水道を使用されている方に対しましては、受益者負担の原則の下、適正な使用料を御負担いただくことが必要であると考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

質問させていただきます。

改めて使用料水準の決め方について見解をお尋ねいたしたいと思うんですけれども、1立方メートル当たり150円の最低基準の根拠については、総務省が出しています下水道財政の在り方に関する研究会報告というのが、令和2年11月に出されてまして、これによりますと、平成17年、総務省が使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業は、まずは使用料水準を1立方メートル当たり150円に引き上げるように示しています。最低限行うべき経営努力として、20立方メートル当たり月3,000円を前提としているというふうに書いてあります。その理由として、先ほども述べられましたけれども、その理由としては水道料金などの他の公共料金と比べても妥当な水準だ。もう一つは、使用料による汚水処理経費の回収率が最も高い大都市の状況を見ても、月平均3,000円の水準による使用料設定で、ほぼ汚水処理経費を回収できる。この二つを

挙げています。私は、使用料水準が大都市のような人口密度の高いところに合わせて考えられているということに驚きました。事情が異なる様々な地方自治体や事業単位に対して、国が一律に最低水準を押しつけるのは非常に無理があると思います。改めて、この使用料水準の決め方について小牧市の見解をお尋ねします。

○上下水道部長（水野 隆）

改めて、使用料単価の150円についての市の考えのお尋ねであろうと思っております。

国は、今後の下水道財政の在り方に関する研究会の報告書において、公営企業である以上、適切な使用料の設定により、経費回収率を向上させていくことが必要である一方、全ての事業に対して、一律に汚水処理経費の全てを直ちに使用料を使用料で賄うよう使用料改定を求めることは非現実的であるとした上で、水道料金などの他の公共料金や住民負担を勘案して150円を設定しております。

本市下水道事業においては、公営企業として独立採算の原則と受益者負担の原則の下、令和4年度の決算では、汚水処理費が162円48銭に対し、使用料単価が89円41銭である現状を改善するに当たり、まずは150円を使用料単価の目標としております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

次に質問いたしますが、今の使用料水準、平成17年に総務省から示されておりましたよね。1立方メートル当たり150円ということは平成17年に示されてたわけですがけれども、小牧市は、その頃、検討もしなかったということは、今の80円台の水準が適切であるというふうに私は小牧市が判断をしたのではないかというふうに思います。だから値上げをしてこなかったということが言いたいんですけどね、そういうふうに私は思います。

次に、小牧市の事例を挙げて質問したいと思います。下水道財政の在り方に関する研究会の資料によりますと、人口密度の低い地域を抱えた下水道事業体は、使用料を最低水準20立方メートル当たり月3,000円以上に引き上げても、経費回収率は100%に満たない。こうした自治体が全国で45%あるというんです。可能な限り、使用料を引き上げて努力せよと。それでも可能な限り、使用料を引き上げて努力せよというふうに国が求めているんですけども。小牧市の場合は、空港周辺対策事業として、平成6年度から小針地区を最終処分場周辺対策事業を特定環境保全公共下水道事業として、平成13年度から林地区の下水道の整備を始めました。さらに、大草地区では、平成8年度に農業集落排水事業が採択をされ、平成16年度に処理場を供用開始しました。

これらの地域は、市街化調整区域ですから、経費回収率の低いのは当然だと思いま

す。このように、自治体により全く事情の違う下水道事業に対して、国は100%の回収率を求めて、独立採算といって基準外繰入れを認めない。結局住民負担を押しつける。これは非常に乱暴なやり方だというふうに思います。

小牧市下水道事業の長期経営計画によれば、下水道料金を1.69倍に引き上げる必要があるとしています。小牧市は、これまで多くの基準外繰入れをして、住民負担を軽くしてきたと思います。使用料水準に達しない事業体にペナルティーは課せられるのかどうか、お尋ねをしておきます。

○上下水道部長（水野 隆）

使用料単価150円にしない場合のペナルティーのお尋ねということであります。

国は令和2年度以降、少なくとも5年に1回は、下水道使用料改定の必要性を検証すること及び経費回収率向上に向けたロードマップを策定することを補助金の交付要件としております。本市下水道事業においては、毎年、下水道管の埋設工事など、国の補助金を活用しながら整備を進めており、令和4年度の補助金は約2億6,000万円に上り、重要な財源となっておりますので、引き続き補助金が活用できるように、下水道使用料改定の検討を始め、経費回収率向上に向けての取組を取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

国の補助金が2.6億円あるということで、これに影響するのではないかというお話でした。しかし、やはり水は命の水であります。上水道、下水道の料金が上がれば、本当にさらに家計や事業にとって大きな負担となっております。数々の少子化対策のための子育て支援どころではなくなってしまいます。小牧市は、やはり値上げをしない努力をするべきだというふうに思います。これも山下市長にお願いですが、愛知県の市長会の会長として、どの自治体も困っているというふうに思いますので、地方の意見をまとめる立場におられると思いますので、ぜひ地方の実情を伝えて、意見を出していただきたいと思います。改めて答弁は求めませんが、強く市長に求めておきたいと思います。

それから最後に、この下水道事業ですけれども、当時最終処分場をつくるための地元対策として整備をしてきたことや、空港周辺対策としての地元対策としてその整備をしてきたこと、それは地元対策として私は必要な整備であったというふうに理解できますけれども、調整区域の整備費は、市街化区域の3倍費用がかかっているということがあります。そしてまた、農業集落排水事業にしても汚水処理原価は、市街化区域の2倍以上かかっています。だからといって使用料を値上げして住民負担を増やす

わけにはいかないのです、これまで基準外繰入れをたくさんして、住民負担を抑えてきたのではないかとこのように私は思っています。

それで、今さら人口減少、世帯員の減少で、使用料収入が減少するからといって、住民負担を押しつけることは非常に乱暴なやり方だということを重ねて申し上げておきます。これは住民にも理解が得られないというふうに思います。一律的な国のやり方にしっかりと物を言うべきだと思います。

以上で、質問項目2を終わります。

質問項目3、都市計画税について。

令和5年第2回定例会一般質問をさせていただきました。改めて都市計画税が目的税であること、そして充当の在り方についてお尋ねをしたいと思います。

都市計画税は、小牧市市税条例第120条第1項に規定される市街化区域内の土地家屋に対して課税されており、その根拠は、都市計画事業や区画整理事業の実施によって、当該区域の土地や家屋の利益が増大する。つまり受益があることから課税される目的税という小牧市の見解です。

したがって、市町村がある年度において徴収すべき額は、その年度において必要とする費用が多いか少ないかに応じて弾力的に決めるべきものであります。地方税法上0.3%という制限税率が定められているのは、この理由です。市町村が都市計画税を課するか否か、あるいはその税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業の実態に応じ、自主判断によります。このように目的税は、その目的の達成度に応じた税率を引き下げるか、または廃止できる性質を持っているということです。

都市計画税については、平成19年第2回定例会におきまして、日本共産党4名を含む11名の議員で、都市計画税の税率を0.3%から0.2%へ引き下げる条例改正の議員提案をした経緯があります。議案は否決となりましたが、その後、平成26年度から税率が0.25%と引き下げられました。当時の山下市長の答弁は、税負担の公平性の観点から、私のマニフェストに掲げさせていただきました税率の引下げ幅については、市民サービスに影響が出ない範囲内で実施することを念頭に都市計画事業の進捗状況、税率引下げの市財政への影響等を慎重に検討してまいりました。結果、0.05%引き下げて税率を0.25%とすることにしました。こういうことでした。都市計画税は目的税であり、市の裁量で決めることができるものです。都市計画事業費は、平成18年度、総額103億4,405万円で、充当率は40.5%です。平成19年度の事業費は総額65億5,349万円で、充当率は51.4%です。令和3年度の事業費は、総額25億7,924万7,000円で、充当率は79.1%です。このように事業費は4分の1に減少しているのに、都市計画税

は平成26年度から0.05%引き下げられただけです。事業費は減っているのに都市計画税は0.25%と変わっていません。このことにより充当率の割合が増えており、一般財源の投入が減っています。平成18年度は、充当率は40.5%であり、32億円の一般財源として投入しておりますが、令和3年度は、充当率79.1%で一般財源5億円と減っています。さらに、令和4年度は総事業費22億2,440万円余で、充当率は89.4%になっています。一般財源は2億3,579万円余と減っています。私は、都市計画事業が減っていれば、都市計画税は減らすべきだと思います。なぜかと言えば、都市計画税は、まさに目的税だからです。事業目的の進捗状況に合わせて減らすのは当然ではないでしょうか。

令和5年第2回定例会の市長答弁では、都市計画税の全額を事業費に充てているんだけど、なお不足分があるという状況でありまして、そこを一般会計で補っているという状況は、実はその引下げを行った平成26年度から今日に至るまで変わらないわけでありましてと言われておりますが、私は考え方が逆だと思います。私はそもそも都市計画税を取る目的が都市計画事業をするに当たって、一般財源では足りないので都市計画事業を行うことで受益を受ける人にも都市計画税として取ってもいいですよということだと思います。だから取っても取らなくてもいい税金、現に浦安市や大口町などは取っていません。税率も自治体ごとに違います。改めて見解をお尋ねします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について、答弁を求めます。

○総務部長（松浦智明）

質問項目の3、都市計画税について。

(1) 都市計画税の引下げについて。事業の達成度に合った都市計画税に見直すべきだと思う。その見解についてのお尋ねであります。

初めに、事業の達成度に合った都市計画税に見直すべきとの御指摘から、都市計画事業に対して優先的に都市計画税を充当せず、事業費の減少に応じて一定の割合の一般財源を投入し、都市計画税の税率を引き下げるべきとの御意見と考えられますことから、現在の都市計画事業に対して、一般財源に優先して都市計画税を充当している取扱いについてお答えをさせていただきます。

都市計画事業への都市計画税の財源充当につきましては、総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村関係）」において規定されており、都市計画税を課することができる事業に要する費用について定めた規定において、都市計画税にその財源を求める部分は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用のうち、国の負担金、受益者負担金等特定収入のあるものについては、これを控除した額によ

るものであることとされており、その自治体の一般財源の充当について定めた規定はありません。

また、税率の見直しについては、余剰金が数年にわたって生じるような状況となった場合においては、税率の見直し等の適切な措置を講ずべきものであると規定されておりますが、現在の状況である都市計画税に余剰金が生じていない場合の税率の見直しは規定されていないことから、都市計画事業に一般財源に優先して、都市計画税を充当する本市の取扱いに問題はないものと考えております。この認識を前提として、事業の達成度に合った都市計画税に見直すべきとのお尋ねにお答えさせていただきます。

令和5年第2回定例会において、安江美代子議員からの一般質問に対してお答えしましたとおり、平成26年度に実施した都市計画税の税率引下げに当たっては、都市計画税の充当の対象となる都市計画事業の引下げ後の事業費の動向を見込んで設定した税率を平成25年第3回定例会において御議決いただいたものであります。そして、平成26年度当時の事業費は、年間25億円余であり、その後、年度間で事業費の変動はあるものの令和3年度決算までの平均は24億円と同程度の規模で推移していること、そして、この先も土地区画整理事業を初めとする都市計画税充当事業費は、一定規模で推移する見込みであること、さらに、これまで都市計画税の充当率が100%を超えたことはないことを御説明いたしました。

令和5年第3回定例会において御承認いただきました令和4年度決算における都市計画税の充当対象となる都市計画事業は、23億円余でありました。そして、予算ベースになりますが、令和5年度当初予算と、令和6年度当初予算においては、それぞれ29億円余、27億円余と見込んでおります。このように都市計画事業費は、引き続き一定程度の規模で推移する見込みであります。

そして、国の制度改正や、高齢化の進行などにより、歳出においては、人件費や扶助費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金といった経常的な費用が増加傾向にある一方、歳入においては、歳入の根幹である市税が所得控除額の増加や生産年齢人口の減少などにより、大幅な増加は見込めない状況であるため、本市の財政状況は、歳出の伸びを賄う財源の確保が非常に難しい状況となっております。

以上のように、御質問の事業の達成度に合った都市計画税に見直すべきとの見解につきましては、今後も同程度の都市計画事業費の規模が見込まれる状況において、市税の大幅な増加を見込めない中、さらに、都市計画税を引き下げた場合、都市計画事業に投じる一般財源額を増やす必要があるものの、本市の一般財源は余裕がある状況

ではなく、他の市民サービスへの影響が懸念されます。

また、さきに申しましたとおり、現在の都市計画税の事業への充当の取扱いに問題はないことから、現時点において、都市計画税のさらなる引下げを行う状況にはないものと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

都市計画税の引下げは引き続き求めてまいりたいと思います。

さきに質問いたしました下水道料金の引上げですが、下水道事業には都市計画税が充当されています。長期経営計画では、下水道使用料を上げると、基準外繰入金を8億円減らすことができるとなっています。私は使用料を引き上げることは反対ですが、どうしても引き上げるというのなら、私はこの都市計画税を引き下げるべきではないかというふうに思いますが、市長に答弁を求めます。

○総務部長（松浦智明）

下水道使用料の引上げによりまして、都市計画税が充当されている下水道事業への一般会計繰出金が減額となると。このことから都市計画税を引き下げるべきではないかという御指摘と思われます。その見解について、お答えをさせていただきます。

下水道使用料改定後の下水道事業への繰出金については、今後の事業進捗等により、年度間で事業費の変動があることに加え、改定時期や改定内容により、いつ、どの程度の影響が出るか、現時点で積算することができません。

また、都市計画税の充当対象となる都市計画事業費は、実施計画ベースで今後も一定規模で推移する見込みであります。今後の事業進捗等による都市計画事業費の年度間の変動が想定されることから、現時点において、下水道使用料改定後の都市計画税率については、お答えできる段階にはありません。

以上であります。

○11番（安江美代子）

まだ審議会の答弁も出ていないということで、答弁を差し控えるということでした。今後もこの下水道事業については、議論をしてまいりたいと思います。これは宿題としたいと思います。

以上で、日本共産党小牧市議団の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時51分 休 憩)

(午後 1 時00分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続行いたします。

公明党小牧市議団、加藤晶子議員。

○19番（加藤晶子）

議長のお許しをいただきましたので、公明党小牧市議団を代表しまして、さきに通告しております項目 5 点について質問させていただきます。

本年 1 月 1 日、能登半島を襲った地震の発生から 2 か月以上が経過しました。今回の地震では、200 人以上の方がお亡くなりになり、いまだ 1 万人以上の方が避難生活を強いられるなど、甚大な被害となりました。心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

今、世界各地で戦争や紛争などが続き、グローバル経済も不安定化となっております。国内においても、物価高や少子高齢化、人口減少といった課題も先鋭化しており、持続可能な社会をいかに未来に残すことができるか問われているときだと感じます。このような社会状況だからこそ、まずは足元を固め、市の現場においては、きめ細やかな支援策を積み重ねていくことが大切ではないか。そのような思いを強くしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

項目 1、施政方針について。

(1) 市政運営について。

山下市長の施政方針にもありましたとおり、日本経済は今、コロナ禍での苦しかった 3 年間を乗り越え、新たな経済ステージに移行しつつあります。30 年ぶりとなる高水準の賃上げや株価の上昇など明るい兆しが見られますが、一方で、物価高の継続に賃金の上昇が追いつかず、生活実感の改善には至っていないのが現状ではないでしょうか。物価高騰に加え、少子高齢化、人口減少社会の進行は、労働力不足や児童生徒数の減少にもつながり、施政方針においても、学校や公共施設、社会インフラの整備について、将来を見据えた検討の必要性が指摘をされておりました。今後は、様々な社会情勢の変化に対応した市政運営が求められると思いますが、市長はどのような決意で取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

(2) 人口減少に対する取組について。

本市の人口は昨年10月から15万人を下回りましたが、国においても人口減少に歯止めがかからず、このままでは2070年頃に、現在より3割減の8,700万人になるとの推計もあるそうです。市長の御指摘にもありましたとおり、人口戦略、少子化対策を国家の最優先課題に位置づけ、取り組まなければならないのが現状です。

昨日、牧政会の長田議員の代表質問の再質でも触れられていましたけれども、この人口減少に対する取組について改めて私も質問させていただきます。

ア、市長はこれまで訪れたくなる、住みたくなる、小牧の魅力を積極的に発信してこられたと思いますが、今後は特にどのような点に力を入れて取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

イ、関係人口についてです。人口減少、少子高齢化が急速に進む中、新たな地方創生の方策として注目を集めているのが関係人口です。関係人口とは、移住に至らないまでも、地域のファンとして、その地域の魅力を発信してくれる人、地域の人々と多様に関わり、思いを寄せる地域に積極的に関心を持って貢献しようとする人たちもいます。市では、小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画の市政戦略編の重点事業にも、関係人口の拡大・深化が挙げられておりました。

そこで関係人口の活用をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○市長（山下史守朗）

それでは、公明党の代表質問にお答えを申し上げます。

まず施政方針のうち、市政運営につきましての御質問にお答えを申し上げます。

施政方針でも申し上げましたように、我が国は今、歴史的な転換点に立っていると考えております。コロナ禍からの経済活動が正常化する一方で、人手不足の深刻化や長引く物価高騰など、日本経済の今後の足かせともなる問題も顕在化をしているところであります。少子高齢化、人口減少社会が本格化をしている中で、さらに深刻化をしていく可能性が高い人手不足につきましては、一昨年の9月に全国青年市長会を代表して岸田総理にお会いし、人口戦略を国の骨太の柱に据えることを提言をさせていただいたところがございます。ただいま加藤議員からも触れていただいたとおり、大変この問題というのは大きな問題でありまして、本市としても国とともに取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

また本年の1月18日に、本市で開催いたしました外国人集住都市会議こまき2023では、国が国民的議論に本腰を上げて着手し、本格的な人口減少に突入した我が国にと

って、外国人材が真に必要なことを説明し、人口減少社会の危機感と多文化共生社会のビジョンを共有することをこまき宣言として国に求めていくとしたところであり、本市においても長らく15万人の人口を維持してきたところではありますが、昨年10月にはついに15万人を割り込み、高齢化率はいよいよ25%を超えるなど、少子高齢化、人口減少が着実に進行している状況であります。

このような中、本市の最上位計画であり、市政運営の骨格となる小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画を先月策定をいたしました。この計画は、第1次基本計画から承継した「こども夢チャレンジNo. 1都市」「健康・支え合い循環都市」「魅力・活力創造都市」の三つの都市ビジョンをまちづくりの基軸に、時代の潮流や、本市の現状を踏まえ、まちづくりの主要課題を的確に把握するとともに、施策全般の推進力を高めるため、SDGsやダイバーシティの考えに加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）やカーボンニュートラルの実現など、横断的視点を明確にした計画としています。

今後は、この計画に基づき、人口減少、少子高齢化への対応、デジタル化や環境に配慮した取組の推進、効果的・効率的な自治体経営など、本市を取り巻く様々な主要課題にもしっかりと対応しながら、未来につながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

そして子供が健やかに成長し、そして高齢者を初め、誰もが安心して暮らせる小牧市、若い世代や子育て世代が住みたい、子や孫も住みたいと思っただけ、そんな魅力と活力あふれる小牧市を創造してまいりたいと存じます。

次に、人口減少に対する取組についてであります。

本市の人口は、平成27年以降、減少傾向となっており、昨年10月には長らく維持してまいりました15万人を割り込みました。地方自治体において、人口減少が進むと、広範囲にわたり様々な影響が懸念される場所ではありますが、特に施設、道路、上下水道などの社会インフラの維持・更新が大きな負担になることは明らかであります。

そのような中、本市では、小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画の中から、人口減少の克服につながる施策を取りまとめた計画として、第2期小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取組を進めているところであります。

この戦略では、持続して発展を続ける産業・経済の確立による雇用の確保・創出、若年世代の希望がかなう結婚・出産・子育て環境の整備などの4つの基本目標の下、それぞれ具体的な施策を展開しておりますが、小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画の策定時において、将来人口を推計をした結果、コロナ禍などの影響により、総合戦略で描いた目指すべき人口シナリオを下回る状況となっております。現在の総合

戦略は、来年度改定予定でありますので、改定に際しては、今年度策定した小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画との整合を図りつつ、人口減少社会に対応するためのDXなども踏まえたものとしていきたいと考えております。そして新たな総合戦略に基づき、本市の人口減少対策に、なお一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、関係人口の活用についてのお尋ねであります。

関係人口は、特定の地域と多様な形で関わる人々のことで、その活用は、全国的な人口減少が進む中においても、活力ある自治体を目指していくために、重要な要素の一つであると認識をしております。本市では、小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画の市政戦略編の重点事業に、関係人口の拡大・深化を設け、様々な形で本市のまちづくりに関わっていただける方を増やしてまいりたいと考えております。これまでも都市ブランド戦略により、市内外の皆様方に、本市の魅力をお伝えをしてまいりましたが、今後は小牧の魅力を知っていただき、来訪される市外の方々に、例えば祭りやイベントなどの市の行事などに参加をしていただくなど、関係人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

そのほかにも、こまきこども未来館や小牧中央図書館、パークアリーナこまきや市民四季の森など、市外から定期的に多くの方々が訪れていただける、そんな市内の魅力ある施設が多数あることから、これらの施設に来訪される市外の方々などにも、本市のまちづくりなどに関わっていただけないか、検討をしてまいりたいと考えております。

さらには、市外から市内の企業に勤務されている方や、ふるさと納税などで小牧市を応援いただける方など、本市には多様な関係性を築く可能性のある人的資源に恵まれています。このような方々との関係性を拡大・深化させることで、人口減少が進む中においても、持続可能で魅力あふれるまちづくりを進めるとともに、定住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

まずは以上でございます。

○19番（加藤晶子）

非常に御丁寧な御答弁いただき、ありがとうございました。

施政方針と予算編成と別々に質問させていただきますので、すみませんが、よろしくお願いたします。

今の施政方針につきましては、先に3人の代表質問がありましたので、また人口減少に対する取組も先に様々御答弁もいただきましたので、その点については特に再質はございません。1点だけこの関係人口についてだけ、再質をさせていただきたいと

思います。

政府は2月9日に、二つの地域、二地域居住を促進するための広域的地域活性化基盤整備法の改正案を閣議決定をいたしました。希望する方が二つの地域の居住を始めやすくなるように、例えば市町村が促進計画を策定できる仕組みを新設をする。また、住居や職場環境の整備に対して財政支援などのそうした支援を行うことができるといった内容も含まれると伺っております。この関係人口の拡大、本当に大切な一つの施策であると思ひまして、これからの人口減少に対する一つの取組ではないかと考えております。

こうした詳しいことは、この内容について、先ほどの内容については詳しいことはこれからだと思うんですけども、この取組に対して、市はどのように考えているのか。広域的地域活性化基盤整備法の改正案に伴う部分ですね、これを再質をさせていただきます。お願いいたします。

○市長公室長（笹原浩史）

閣議決定された改正法律案の二地域居住の市の考え方についてのお尋ねかと思ひます。

本年2月9日、二地域居住の促進を通じて、地方への人の流れを創出・拡大するための広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたことは承知をしております。この法律案は、コロナ禍を経て高まった二地域居住のニーズに対応するため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備等に向けて、都道府県と市町村との連携による二地域居住促進のための計画の策定、二地域居住者に、住まい、なりわい、コミュニティを提供する活動に取り組む法人の指定制度の創設、二地域居住促進のための協議会制度の創設等を柱としております。

この二地域居住者は、あらゆる分野のデジタル化が進む中において、働き方改革や女性の社会進出、空き家の活用等、様々な可能性が期待できることから、本市としても注目しているところではありますが、今後の国や県の動きを注視するとともに、関係人口の拡大・深化の取組を進める中で、他自治体の先進事例等を調査・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。

総務省のこれからの移住・交流施策のあり方に関する検討会では、地域づくりの担い手不足という課題に対しても、この関係人口は新たな地域づくりの担い手となるこ

とが期待できる、このように指摘をされております。

また、本市においても、ぜひ今後この取組を着実に進めていただければというふうに思っております。

以上で、項目1については終わらせていただきます。

続きまして、項目2、予算編成について。

(1) 予算編成について。

市長が強調されておられるように、社会保障関連経費や人件費の増加に加え、近年の制度改正や国の政策による支出の増加など様々な要因によって、本市の財政状況が年々厳しさを増しております。このような中で、令和6年度の予算編成に当たり、どのように配慮されたか、お尋ねをいたします。

(2) 景観施策について。

本市では、平成13年度に都市景観条例の施行や、都市景観基本計画の策定がなされ、積極的に景観に配慮したまちづくりを進めてこられました。こうした中、国においても、景観を整備・保全するための基本理念や国民、事業者、行政の責務の明確化、また行為規制を行う仕組みや支援措置の創設などが検討され、平成16年に景観法が制定されています。そして、この中で位置づけられている景観行政団体に、本市も昨年6月に移行しました。景観行政団体になりますと、景観法に基づく景観条例の制定や、景観計画の策定、さらには景観形成基準を設けるなど、景観施策の実効性を高めることができるかとされております。本市においても、既に景観法に基づく景観計画の策定を進めているとのことですが、景観行政の今後の取組についてお尋ねをいたします。

(3) 出会い・結婚支援室について。

結婚に対する支援は、現在、国や県においても積極的になってきましたが、本市では本年度、こども未来部に出会い・結婚支援室を創設し、結婚に対する様々な取組を実施、もしくは検討してこられたことと思います。昨年の代表質問で伺った際、より効果的な出会いの場の提供方法について調査・研究していく。また、結婚に対する不安や悩みなどに関する結婚相談や結婚支援セミナーなどの検討もしていくとの御答弁でした。令和6年度の当初予算では、新規事業として結婚支援委託事業が、また結婚新生活支援補助金支給事業の充実も挙げられておりましたが、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、改めてお尋ねをいたします。

(4) 区長事務デジタル化推進事業について。

本市では、区長の事務負担の軽減や担い手不足の解消を目指し、令和4年度より、区の効率的な運営支援に活用できる専用のアプリケーションソフト「結ネット」を導入し、11月からモデル区として選定された8区において運用を開始し、令和5年度に

は13区に御協力をいただき、活用されているとのことでした。

これまでモデル事業として進めてきたと思いますが、令和6年度はこの対象を全ての区に広げ、区長事務のデジタル化を本格的に推進し、また自治会の連絡網の整備も図っていくとのことですが、どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

(5) (仮称) 歴史民俗資料展示施設整備事業について。

この事業は、市内の遺跡から出土した土器や設計などの歴史的資料の展示場所の整備をするため、本年度は基本構想、基本計画の策定を進めてこられたと思います。これらの資料は、本市の歴史やその時代の暮らし、まちの成り立ちなどを知るための貴重な資料と伺い、ぜひ多くの方々に知っていただきたいと思いました。そこで改めて、(仮称) 歴史民俗資料展示施設整備事業の今後の取組についてお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 (舟橋秀和)

質問項目2について答弁を求めます。

○市長 (山下史守朗)

それでは、予算編成について、まず私からお答えを申し上げます。

令和6年度予算編成についてであります。本市は、堅調な市税収入に支えられ、全国でも屈指の健全財政を維持してまいりましたが、法人市民税の一部国税化に伴う減収や数々の国の施策による支出の増加、さらに高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増加などにより、経常収支比率が上昇し、政策的施策を実施する余力が徐々に低下しております。

そのような状況で編成をいたしました令和6年度予算の歳入におきましては、市税収入が地方特例交付金によって補填される個人市民税の定額減税に伴う減収を除いてもなお、3億円の減収と見込んだところでございます。

一方、歳出におきましては、職員数の増加や、国の制度改正などにより、人件費が10億円の増、障害者自立支援等給付費や子ども医療扶助費の増加などにより、扶助費が6億円余の増、繰出金は、区画整理事業の各特別会計への繰出金が減となったことにより、全体では1億円余の増となりましたが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計では、3億円余の増となっております。

このように、令和5年度から令和6年度にかけては、財源不足額が例年よりも大きく、所要財源の確保に非常に苦慮したところでございます。しかし、そのような状況にあっても、教育や子育て支援など、市民の安全・安心、快適な生活を守ることは、最優先にすべき重点施策として予算化するよう努め、その他の義務的経費につきましても、精査を重ねた上で予算を配分したところであります。

冒頭触れましたとおり、本市の経常収支比率が上昇し、政策的施策を実施する余力が減少している状況ではありますが、その要因には、全ての地方公共団体が行う事業でありながら、地方への財源措置を交付税措置としている事業が多数あることや、高齢化の進行や人口減少といった社会構造的な問題などが含まれることから、一地方自治体でコントロールできるものではありません。

そして今後の予算編成では、これらの経費の伸びを他で吸収しなければならないため、一層困難なものになると考えております。

このため、今後も機会を捉えて、国にこうした地方の窮状を訴えるとともに、国を挙げて取り組むべき課題への対応を求めてまいります。

○都市政策部長（鵜飼達市）

続きまして、（２）景観施策について。

景観行政の今後の取組についてのお尋ねであります。

本市の景観行政につきましては、平成13年4月に小牧市都市景観条例を施行し、平成14年3月には、本市の都市景観形成に関する基本的な目標を定めた小牧市都市景観基本計画を策定しており、今日まで都市景観形成重点区域の指定や、違反広告物の除却活動など、様々な景観施策を推進してきたところであり、今後におきましても、より一層積極的に景観行政に取り組むことを目的とし、令和5年6月に景観法に基づく景観行政団体へと移行したところであります。

そして現在は、令和5年度から2か年をかけて、景観法に基づく新たな景観計画の策定を小牧市都市景観審議会における御意見を伺いながら進めております。

現在策定中の景観計画では、令和5年9月に市民意識の変化などを把握するために、市民アンケート調査を実施し、回答結果といたしましては、町並みや景観に対して関心があると答えた市民が8割以上となっており、市内の好ましい景観といたしましては、小牧山との回答が全体の約73%と最も多くなっております。

さらに、市民が重要と考える景観としては、小牧山が見える景観、公園や緑道などの緑の景観、道路の景観などの回答が多く、様々な景観に対する関心の高さがうかがえる結果となりました。

また、去る2月19日に開催をした令和5年度第3回小牧市都市景観審議会においては、計画の骨子案に対して御意見をいただいたところであり、良好な景観の形成に関する方針として、地域ごとの景観や道路、河川などの軸としての景観、小牧山や中心市街地など、特徴あるエリアごとの景観についてそれぞれ景観形成方針を定めることとしたところあります。今後は、これらの方針に基づき、小牧市都市景観審議会に加え、小牧市都市計画審議会などにおいても、御意見を伺いながら、新たな計画の理

念、テーマに即した具体的な施策を検討した上で、計画策定を進めてまいりたいと考えており、同時に、関連する小牧市都市景観条例につきましても、景観法に基づく条例として見直しを検討していきたいと考えております。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、（３）出会い・結婚支援室について。

出会い・結婚支援室における今後の取組についてのお尋ねであります。

令和５年第１回定例会におきまして、公明党小牧市議団の代表質問で加藤議員に答弁しましたとおり、昨年実施しました結婚支援に関するアンケート結果を参考に、結婚を望む方の後押しをするための新たな結婚支援事業と、結婚に係る経済的支援事業について、具体的な事業の検討を進めてまいりました。

まず、新たな結婚支援事業としましては、出会いの場となる婚活イベントの実施のほか、イベント参加に向けたマナーや会話術など基本的な知識や態度を身につけていただくためのセミナーや、結婚に関する相談業務などをノウハウを持つ民間事業者へ一括して業務委託します。

業者選定につきましては、６月頃にプロポーザル方式で行い、第１回目の婚活イベントを夏頃に開催し、年間８回程度、婚活イベントを実施したいと考えております。

次に、結婚に係る経済的支援につきましては、小牧市結婚新生活支援補助事業を今年度に引き続き実施し、結婚に対する経済的不安を軽減し、結婚生活をスタートする夫婦を応援する取組を実施してまいります。

今年度は既に30件分の予算の上限に達しましたので、令和６年度は予算額を倍増し、基準となる婚姻日の変更など補助対象を広げる一方、限られた予算の中で、より多くの新婚世帯への経済的支援ができるよう、補助対象となる家賃などに上限を設定する予定であります。加えて、新婚世帯に対する市営住宅入居の際の優遇として、入居資格である収入基準の緩和について、本定例会で条例改正を予定しており、入居募集に関する優遇についても、令和６年度から実施する予定であります。

そのほかにも、小牧市婚活支援事業補助金につきましては、その補助対象に市内事業所を加え、企業間での婚活イベントも対象となるよう、一部制度を見直し、改めて広く周知し、活用を働きかけてまいります。これらの取組により、出会いの場の提供や、結婚に係る経済的支援を行うことで、若年世代が希望する結婚の一助となるだけでなく、社会全体で結婚を応援するという機運の醸成に向け取り組んでまいります。

以上になります。

○市民生活部長（入江慎介）

続きまして、（４）区長事務デジタル化推進事業について。連絡網専用アプリ「結

ネット」の今後の取組についてであります。

少子高齢化や人口減少が進行する中、定年延長や再雇用制度の導入などにより、60歳を超えても現役で働いている方が増えたことや、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加したことなどライフスタイルの変化などにより地域活動の担い手不足が深刻な問題となっております。

また、区長要望においても、回覧物の削減など、市から区への依頼業務を軽減することや、ペーパーレスによる事務の効率化を図ることが提言されております。

このような状況の中、区長へ配布されている回覧物の現状を確認、精査し、回覧配布物削減ガイドラインを改訂いたしました。

また、デジタル技術を活用した業務の電子化にも積極的に取り組んでいるところであり、市政情報の発信や、市から区への連絡事項などについて、紙媒体からデジタル媒体を活用したものにシフトしていくことにより、事務の効率化や負担軽減につながると考えております。そのため、令和4年度より区長からの問合せや市からの連絡ツールとして試行的に導入している連絡網専用アプリ「結ネット」を令和6年度より本格導入し、区長を初めとする区の役員などの担い手不足の解消と、事務負担の軽減を図り、効率的な区の運営を支援してまいります。具体的には、結ネットの本格導入により、各種区長申請などのオンライン化を進め、来庁されなくても手続きが完了する環境を整備していくとともに、区長だけではなく、区の役員や会館管理者などにも登録を依頼し、区の事務引継ぎの円滑化を図ってまいります。

また、紙媒体の回覧物などをデータ化し、区民に電子配信することが可能となるため、区長事務の軽減を図ることができます。

そのほか結ネットには、避難所開設情報などを配信する機能もありますので、その体制整備を進めてまいります。

各区の加入世帯への導入スケジュールとしましては、令和6年度から令和8年度の3か年で、毎年重点推進地区を設けるなど、地区を絞り、順次説明会などを開催し、利用を促してまいります。

いずれにいたしましても、区は地域コミュニティにおいて中心的な存在であり、まちづくりに欠かすことのできない大変重要なものであると認識しておりますので、今後もデジタル技術の利活用を進め、効率的な区長事務を行えるようにすることで、区長や役員などの担い手の裾野を広げていくとともに、地域コミュニティ活動の推進に取り組んでまいります。

以上であります。

○教育部長（伊藤京子）

続きまして、(5) (仮称) 歴史民俗資料展示施設整備事業について。

今後の取組についてのお尋ねであります。

本市では、市内の遺跡から出土した土器や瓦などの遺物を初め、古代から近代に至る当時の暮らしやまちの成り立ちなどを知ることができる貴重な歴史資料を多く有しており、小牧山山頂の小牧市歴史館に展示してまいりました。

そうした中、史跡小牧山では、山頂の信長が築いた石垣や南麓の家康が築いた土塁などの復元整備も進んできたことなどから、小牧市歴史館を戦国時代の小牧山に係る展示内容に特化、充実し、令和5年4月より小牧山歴史館としてリニューアルをいたしました。そして小牧市歴史館に展示しておりました、本市の古代から近代までの歴史資料につきましては、より多くの方に御覧いただけるよう、中心市街地にあり、多世代が交流するラピオビル4階にある市民ギャラリーに新たな(仮称)歴史民俗資料展示施設を整備の上、展示することとし、本年度は施設の基本的な方針などを定める基本構想及び基本計画の策定を行っているところであります。

基本構想では、小牧の歴史のすごさを体感的に伝えられる施設となるよう、展示施設のコンセプトを「「こまき」の「スゴイ」を発見!」とし、基本方針を歴史資料など実物と出会う機会の提供、それらの資料などが持つ、ストーリーの分かりやすい体節、こども未来館や中央図書館など、周辺施設との連携により、歴史や文化と出会う場を広げていくこととしました。

その上で、展示する歴史資料を選定し、展示手法や基本的なレイアウトなどを基本計画としてまとめます。

今後の予定につきましては、令和6年度に基本設計、実施設計、令和7年度に整備工事を行い、令和8年度のオープンを目指します。ラピオビルは、アクセスもしやすく、また子供から大人まで多世代が集まる施設であることから、映像や実物大の模型、QRコードによる解説など、誰にでも分かりやすい展示プランを十分に検討し、これまで以上に多くの方に小牧山にとどまらない小牧の豊かな歴史に気づいていただける展示施設となるよう、整備事業を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○19番(加藤晶子)

それぞれに御丁寧な御答弁をいただきました。

(1)の予算編成については、以前から市長は心配されていたとおりにいうか、もう年々、本当に厳しい財政状況になってきているということで、本当に国に対して、要望を本当にしてこられたと思いますけれども、何とかこの厳しい状況を乗り越えていかななくてはならないというふうに思っております。以前から市長がおっしゃって

えた集中と選択をやはりしながら、もう本当に必要な施策を確実に今後進めていく中で、またこうした財政を乗り越えていければという思いは一緒ですのでよろしくお願いいたします。これは特に再質はございませんので、またよろしくお願いいたします。

景観法についてなんですけれども、今新たな景観計画を策定するために、都市景観審議会の方々から御意見をいただいたり、また市民アンケートも実施されたとのことでした。アンケートの中で、町並みや景観に関心があると答えられた方が8割以上ということだったんですけれども、本当にこの景観施策を進めていくことの大切さというか、改めて何か自分自身も感じた次第でした。

これに関連して再質をさせていただきたいと思います。

今策定中のこの新たな景観計画なんですけれども、今後この計画に想定される具体的な取組についてお尋ねをいたします。

○都市政策部長（鵜飼達市）

想定される具体的な取組についてのお尋ねでございますが、現時点において想定される新たな取組といたしましては、地域の景観上、重要な構造物や樹木について、景観重要建造物及び景観重要樹木としての指定基準を定め、現存する良好な景観の維持・保全を図ることを考えております。

また、景観形成基準に関する事項といたしましては、一定規模以上の建築物等について、沿道緑化の推進や地域特性と調和のとれた形態、色彩等の誘導を図ることや、都市景観形成重点区域における整備基準など、現在これらの検討を進めているところであります。

さらに、さきにお答えいたしました小牧市都市景観条例の見直しに加えまして、屋外広告物について、現在は愛知県屋外広告物条例に基づき、許可事務を進めておりますが、新たに小牧市屋外広告物条例を制定し、小牧市独自の屋外広告物における許可基準を定めることで、より一層良好な景観形成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。今後とも小牧のよさを生かした景観形成に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、(3)は出会い・結婚支援室ということで、昨年に引き続き質問に出させていただきました。実は、昨年の婚姻件数というのは48万9,281組というふうに出ていました。50万組を割ったのは戦後初ということで、非常に懸念する数字だなというふうに感じておりました。言うまでもなく、結婚・出産というのは個人の自由な意思に基づくものですけれども、希望する人が諦めざるを得ない、そんな状況はやは

り変えていかななくてはならないというふうに感じておりますし、結婚に対しても社会全体で応援する仕組みというのが、やはり今後必要になってくるかなと思っております。

また、これからも令和6年度は具体的な取組にかかっていくわけですがけれども、またいろいろな発想をもって、こうした取組を進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。再質はございません。

(3)の区長事務デジタル化推進事業でありますけれども、本当に地域活動の担い手不足というのは、今、どの地域においても課題となっていると思います。こうした中で結ネットが導入をされて活用が進んでいく。このおかげでというか、恐らく事務の効率化、負担軽減につながっていくだろうというふうに期待をしているところでございます。

1点再質なんですけれども、全体に今回は令和6年度は誰もが対象になってくるかとは思いますが、区長さん全員、また区の役員さん。ただ実際にデジタル機器の操作に不慣れな方というのは、やはりまだ大勢いらっしゃるようなんですけれども、こうした方々へのサポートはどのように考えてみえますか、お尋ねいたします。

○市民生活部長（入江慎介）

デジタル機器の操作に不慣れな方に対するサポートについてであります。

現在、デジタル機器の操作に不慣れな方、不安を感じる方に対し、区加入世帯の方であれば誰でも参加することができる区長会主催のパソコン講座、スマホ講座やLINE講座を実施しており、パソコンやスマートフォンの操作に慣れてもらう機会を設けているところであります。

結ネット導入後も当分の間は、従来からの紙での回覧や配布を併用していただくことを想定しておりますが、結ネットの操作方法につきましては、区長などからの相談に個別対応するとともに、区から要請があれば、役員会などに職員が出向き、アプリのインストールから登録、操作方法などのサポートを行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器の操作に不慣れな方に対しましては、分かりやすく丁寧なサポートが重要であると認識しておりますので、区長を初め、多くの方に結ネットを有効に利活用していただけますよう、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。大変丁寧な対応をしていただけたということで安心いたしました。これからも多くの方が利用できるようなよろしく願いいたします。

では続きまして、5点目の歴史民俗資料展示施設整備事業ですけれども、ただいま内容について御答弁をいただきました。すごく楽しみな施設になるかなという印象を持ちました。期待して待っていたと思います。

令和8年にオープンという方向で今進められているということなんですけれども、その整備されるまでの期間なんですけれども、恐らく保存施設に収納されるものも多いかなというふうに考えております。ちょっと再質なんですけれども、施設が完成するまでの間、少しずつでもこの市民の皆様に見ていただく機会があるといいのではと思っておりまして、小規模でいいですので、テーマごととか、時代ごととか、そうした形で見えていただく機会はどうかなと思っていました。そうした取組はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（伊藤京子）

施設が完成するまでの間の歴史資料を見られる機会をつくる予定についてのお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、展示施設が整備されるまでの間につきましても本市の歴史資料を市民の方に御覧いただく機会を設ける必要があると考えております。このため、本年度は市の有形民俗文化財に指定しております秋葉祭の山車で知られる秋葉祭の開催に合わせ、中央図書館のイベントスペースにおきまして、「小牧宿400年展 小牧宿の歴史と暮らし」と題した特別展を開催いたしました。特別展においては、江戸時代の箱階段や長火鉢などといった民具を展示し、会場を訪れた多くの方に、小牧宿の歴史と暮らしをたどっていただくことができました。令和6年度も歴史資料の展示により、本市の近代産業である養蚕について知っていただく特別展の開催を企画しているところであります。

展示施設の整備には、いましばらく時間がかかるため、このような取組を行うことにより、本市の豊かな歴史を少しでも伝えていきたいと考えております。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。身近で小牧の歴史に触れることができる点というのは本当に素晴らしいことだと思っております。今後も進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、質問項目2を終わらせていただきます。

続きまして、質問項目3、こども家庭庁創設に伴う本市の子供施策についてです。

厚生労働省が先月27日に発表した人口動態統計の速報値によりますと、2023年の出

生数は過去最少の75万8,631人で、2022年の79万9,728人から、さらに4万1,097人5.1%減ということですが、減りまして8年連続の減少となりました。国立社会保障・人口問題研究所が2023年4月に発表した日本の将来推計人口では、出生数が76万人を割るのは2035年と見込んでいたそうですけれども、推計より12年も早く少子化が進行していることとなります。このままでは、労働力人口の減少や高齢者比率の上昇が一段と進み、経済社会の規模が縮小し、社会保障制度の持続可能性をも揺るがしかねません。

本市では、これまでも子育て支援策には力を入れ、子ども医療費の高校生までの拡充、0から2歳児の保育料の無償化、多子世帯への学校給食費の無償化など子育て支援策をしっかりと進めていただいておりますが、昨年4月にこども家庭庁が発足し、これに伴い、様々な施策展開が現場に求められております。

そこで、今回は2点について質問させていただきます。

(1) 児童福祉法等の改正に伴う取組について。

今回の改正では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うとされております。例えば、市区町村においては、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援などを行うこども家庭センターの設置、身近なところでの相談機関の整備、支援を要する子供や妊産婦へのサポートプランの作成、また子育て世帯への訪問支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援などを行う事業をそれぞれ新設するとされておりますが、本市では、既に取り組んでいる内容もかなり含まれていると思います。

そこで、こども家庭庁創設に伴う児童福祉法等の改正を受けた本市の取組状況について、改めてお尋ねいたします。

(2) こども未来戦略加速化プランの対応について。

こども家庭庁のこども未来戦略が閣議決定され、国の令和6年度予算が計上されておりますが、今後3年間で集中的に取り組む加速化プランが盛り込まれております。若者人口が急減し始める2030年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスと捉え、一つ目に、構造的賃上げ等と併せて、経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと。二つ目に、社会全体の構造や意識を変えること。三つ目に、全ての子供、子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること。この三つを基本理念として、抜本的に政策を強化するとしております。具体的には、児童手当、児童扶養手当の拡充や、妊娠期からの切れ目のない支援につなげる伴走型相談支援と、10万円相当を支給する出産子育て応援交付金の継続、(仮称)こども誰でも通園制度、

保育の質向上に向けて職員の配置基準の見直し、男性の育児休業取得促進等々、内容が多岐にわたっておりました。当然導入までに時間を要する施策もあると思います。

そこで、令和6年度の本市の施策にはどのように反映されているか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

質問項目3、こども家庭庁創設に伴う本市の子供施策について。

（1）児童福祉法等の改正に伴う取組について。

改正を受けた本市の取組状況についてのお尋ねであります。

こども家庭庁創設に伴う児童福祉法等の一部改正により、市町村は、こども家庭センターの設置に努めることとされましたが、本市では既に子育て世代包括支援センター内に、子ども家庭総合支援拠点を設置しており、今年度には、母子保健機能と児童福祉機能の双方の業務についての知識を有する総括支援員を配置しております。今後、子育て世代包括支援センターの機能を一部強化することで、こども家庭センターの機能を果たしてまいります。

また、こども家庭センターは、保育園などの関係機関と連携して、地域子育て相談機関としての体制整備を行うこととされていますので、子育て世代包括支援センター内の子育て支援室に来年度から新たに正規職員の保健師2名を配置する計画としており、育児や子供の発育に関する疑問や悩みに関する相談体制の強化を図ってまいります。

支援が手薄になっております妊娠・出産時からの支援の強化では、出産子育て応援交付金と併せて行う伴走型相談支援の体制を強化するため、正規職員の助産師を1名配置する計画としており、妊娠期から切れ目のない支援を着実に実施してまいります。

独り親家庭などの生活支援では、令和5年度から就業支援専門員を配置し、子育て、生活に関する内容から、就業に関する内容までワンストップで個々の独り親家庭が抱える課題に対応していますが、来年度は離婚の際の養育費の取り決めなどに関する補助制度を新設し、独り親家庭の生活の安定を図っていきたいと考えております。

組織体制の強化以外にも、国は、市町村における子育て家庭への支援充実策として、新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業の三つの事業を創設しております。これら三つの事業につきましては、子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、小牧市子ども・子育て支援

事業計画で、量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされておりますので、現在進めております第三期小牧市子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせて検討していく予定をしております。

続きまして、(2) こども未来戦略加速化プランの対応について。

令和6年度の本市の施策にどう反映されるかのお尋ねであります。

こども家庭庁のこども未来戦略加速化プランの施策のうち、本市の令和6年度の施策に影響のあるものとしましては、所得向上の取組では、児童手当と児童扶養手当を拡充いたします。令和6年10月1日から拡充されます児童手当の主な変更点は、支給対象を高校生年代までに引き上げるほか、所得制限の撤廃、第3子以降の手当額の引上げのほか、支払いを2か月ごとの年6回に変更いたします。児童扶養手当につきましては、所得制限の引上げと、第3子以降の増額により、独り親家庭の支援を強化いたします。

放課後児童対策では、児童クラブの質の向上に向けて新たに児童クラブ運営支援アドバイザーとして、児童の育成支援に関わる指導員を配置するとともに、児童クラブ支援員の人員確保と民間事業者のノウハウを生かした質の向上に加え、多様な居場所づくりを目的として、試行的に大城児童クラブの運営委託の導入を進めていきたいと考えております。

子供の居場所づくりの支援では、児童館と連携する子ども食堂の運営費を支援する助成制度を創設することで、食事の提供による子供の孤立や孤食を防止し、子供が地域で安心して過ごすことができる居場所を提供します。併せて、必要に応じて行政などの必要な支援につなげてまいります。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充では、本市独自の0歳児から2歳児までの保育料の無償化や令和8年度から本格実施されます(仮称)こども誰でも通園制度に伴う保育の受入れ体制を確保するため、小規模保育事業所及び私立保育園の公募のほか、公立保育園の建替えを前倒ししていきます。

また、障がい児、医療的ケア児の支援に向けては、あさひ学園と連携した認定こども園として、(仮称)第一こども園の整備を進めてまいります。

保育の質の向上では、国の保育士配置基準の順次見直しと、さらなる処遇改善を行ってまいりますので、本市も国の動向に合わせて、速やかに対応していきたいと考えております。併せて保育の質の確保を担保するため、私立保育園や小規模保育事業所において、第三者評価を受けた際の補助制度を創設し、保育の質の向上につなげていきたいと考えております。

以上になります。

○19番（加藤晶子）

御答弁いただきました。

（1）児童福祉法等の改正に伴う取組については、令和6年度に向けて、本当にさらに機能強化を図っていただけるということがすごくよく分かりました。

また独り親家庭への支援として、養育費確保の支援、助成金支給事業も立ち上げていただけるということで、大変ありがたいというふうに思っております。

子ども家庭総合支援拠点を含む子育て世代包括支援センターがこれまで以上に子育て家庭の方々のよりどころとなっていくことを心から期待しているところでございます。これは再質はございません。

（2）の加速化プランですけれども、御答弁の中であつたとおり、児童手当、児童扶養手当の拡充、また子供の居場所づくりや保育の質の向上など様々対応する方向で準備をしていただいているということがよく分かりました。本当にこれ準備自体が物すごく大変なことだと思っているんですけれども、安心して産み育てられる社会の構築のために、どうか御尽力いただきたいというふうに思っております。

この加速化プランでは二つ再質させていただきたいと思っているんですけれども、まず一つ目です。

今回、試行的であるということなんですけれども、なぜ大城児童クラブを民間委託することにしたのか、お尋ねをいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

今回なぜ大城児童クラブを民間委託することにしたのかのお尋ねであります。

大城児童クラブは、もともと大城小学校内のプレハブ等で運営しておりましたが、大城児童館の建設に当たり実施いたしました地域住民によるワークショップの大城児童館と大城児童クラブを一体的に地域に根差した運営をしてほしいという意見を受けまして、大城児童館の2階に大城児童クラブを併設する形で建設した経緯があります。大城児童館の管理につきましては、地域住民がスタッフとして参加したNPO法人10人村が指定管理者に選定されましたが、まずは児童クラブの運営ノウハウを身につけた後に、児童クラブ、大城児童クラブと一体的に運営したいとの意見を受けまして、大城児童クラブにつきましては、市が運営することとし、現在に至っております。

全国的に児童クラブの運営を委託する自治体が増えており、民営化も進む中、市としましても、児童クラブ支援員の人員不足や市内16児童クラブの支援員の雇用や、職員配置などの労務管理の縮減、また今後求められる利用児童の活動内容の充実に向けても民間事業者のノウハウを活用することは、有効な運営手法の一つであると考え、今後、大城児童館との一体的な運営についても視野に入れて、大城児童クラブにおい

て試行的に運営委託を導入することとしたものであります。

大城児童クラブの利用児童の多くは、児童館を利用する児童であり、児童にとっては、地域に密着した団体の同じスタッフがいることで、より親しみが持てる場所となることや、職員の配置も柔軟に対応できること、児童クラブ室を利用していないときに、児童館スペースとして有効活用できることなどから、将来的には、建設当初の目的に沿った一体的な管理運営による地域に根差した効率的な運営を目指すものであります。

以上になります。

ただいま答弁した内容で誤りがありましたので、修正をお願いしたいと思います。

私、先ほどの答弁で「児童クラブの運営ノウハウを身につけた後に」というふうに答弁をいたしました。正しくは「児童館の運営ノウハウを身につけた後に」が正しい答弁になりますので、謹んでお詫び申し上げて訂正をお願いいたします。

○19番（加藤晶子）

御答弁いただきました。経緯がよく分かりました。児童クラブはほとんどが学校の校内でつくられていることが、整備されていることが多いかと思えますけれども、大城児童館がここで児童クラブをとということも、このプレハブができるときからのそうした理由があるということが、特殊な理由かなというふうに感じまして、経緯がよく分かりました。現段階では、あくまでも試行的ということと理解させていただきました。

もう1点、再質なんですけれども、先ほどの御答弁にもありましたけれども、今回の加速化プランの中で、（仮称）こども誰でも通園制度の立ち上げが求められています。本市では、これまで保育園での一時預かり事業を随分前から展開してこられましたけれども、この事業との違いについてお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

保育園での一時預かり事業と、今度できます（仮称）こども誰でも通園制度との違いについてのお尋ねであります。

保育園で実施している一時保育は、国の一時預かり事業の制度に基づき行っております。一時預かり事業は、家庭における保育が困難な乳幼児や子育てに係る保護者の負担軽減のために、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うものであり、本市では、保護者の就労や病気などで一時的、または断続的に、家庭での保育が困難な未就園の5歳児までの児童をお預かりしております。これに対し、（仮称）こども誰でも通園制度は、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方や、ライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、新たに創

設される制度になります。0歳児から2歳児までの約6割は、保育園などを利用しないで、家庭で保育されている未就園児で、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えていると言われております。このため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、0歳6か月から満3歳未満の児童を月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されるものであります。

現時点におきましては、試行的事業が行われており、今後、本格実施に向けたスケジュールは、令和7年度に詳細な制度設計や法律上の制度化を行い、令和8年度から全国の自治体において実施できるよう進められることになっております。

また、具体的な実施方法や一時預かり事業と、(仮称)こども誰でも通園制度の二つの制度の関係につきましては、引き続き国において整理される予定となっております。

以上になります。

○19番(加藤晶子)

御答弁いただきありがとうございます。

3歳未満のお子さんで誰もが対象となりますと、受入れ枠のほうが本当に心配になっていくなというふうに思います。ただ、今後、国において検討がなされていくということですので、まずはそれを待ちたいというふうに思いました。本当に、いろいろなことが国から下りてきて、今、本当に大変な状況かなと想像するんですけども、子供を持ちたいと望む人がやはり安心して産み育てられる環境整備を進めていくことが今望まれていますので、どうかこれからも今後ともよろしく願いいたします。

以上で、質問項目3を終わらせていただきます。

続きまして、質問項目4、認知症対策について。

認知症の人が尊厳を保持しながら、希望を持って暮らせるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が昨年6月に成立、本年1月に施行されました。今、日本において、急速な高齢化の進展に伴い、認知症になる人が増加を続け、2025年には65歳以上の5人に1人、約730万人が認知症になると推計をされております。この法律は、認知症の人を含む誰もが相互に支え合う共生社会の実現のために、国と地方が施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、基本理念では、全ての認知症の人が基本的人権を共有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるとしたほか、正しい理解の普及、適切な保健医療、福祉サービスの提供、認知症の人の意見表明や社会参加の機会の確保、家族の方への支援など7項目にわたって記されております。今後、国において施策推進基本計画が策定されて

いきますが、地方自治体には、認知症施策推進基本計画策定の努力義務を課すとともに、基本施策としての認知症の人に対する正しい理解を深めるための増進策や、バリアフリー化の推進などを定めております。私たちも認知症基本法の成立を契機に、さらに理解を深めていくことが必要ですが、地方自治体にも幾つかの取組が求められておりますので、今回は認知症基本法への対応について、お伺いをいたします。

(1) 認知症基本法成立に伴う本市の取組について。

ア、先ほども述べましたように、各市町村に対し、努力義務とされている認知症施策推進基本計画の策定について、本市はどのように考えているか、お尋ねいたします。

イ、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策として、社会参加の機会の確保などが基本的施策の中で示されております。認知症の人の意思を尊重した社会参加の支援について、どのように考えているか、お尋ねをいたします。

(2) 認知症の人や御家族が安心して暮らせる環境整備について。

認知症の人とその御家族が孤立することがないように、個々の状況に配慮しつつ、総合的に応ずることができるよう、体制の整備が必要であると指摘されております。

ア、認知症の人と御家族に対する支援策についてお尋ねします。

イ、相談体制の整備はどのようになっているか、お尋ねいたします。

(3) 市民の理解を深める取組について。

今回の基本法では、基本的施策の一番最初に国民の理解の増進が示されておりました。認知症になりますと、物忘れや周りの状況がよく分からなくなり、不安や混乱を起こすことがあります。症状が進んでも心は豊かに生きており、感情はとても敏感であると言われております。周囲の人たちの認知症への理解と気遣いがあれば、穏やかに暮らしていくことができるとされております。そのためには、市民の理解を深める取組が重要になってまいります。

ア、より多くの市民の方々に認知症に対する正しい理解を深めてもらうため、どのように取組を考えているか、お尋ねいたします。

イ、認知症サポーター、キャラバンメイトなどに対する取組はどのように考えているか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目4について答弁を求めます。

○福祉部長（伊藤俊幸）

それでは、質問項目4、認知症対策について、順次お答えをいたします。

(1) 認知症基本法成立に伴う本市の取組についてのア、各市町村に対し、認知症施策推進基本計画の策定が努力義務とされているが、本市はどのように考えているかについてであります。

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことを目的とした認知症基本法が令和6年1月に施行されました。この法律において、市町村は、認知症施策推進基本計画の策定に努めなければならないとされ、策定する計画は、老人福祉計画、介護保険事業計画など、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和を保つものとされました。本市では、現在、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする小牧市地域包括ケア推進計画を策定中であり、この計画は、地域福祉計画、地域福祉活動計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものとなっております。本計画の中で、認知症基本法の概要を紹介するとともに、認知症基本法の趣旨に基づき、認知症の人を支えるサービスの充実を図ることとしています。

認知症施策推進基本計画の策定に向けた今後のスケジュールですが、国は令和6年秋頃に計画策定を予定しており、都道府県や市町村計画については、国が策定した計画を踏まえ、令和7年以降に策定することになると考えております。本市におきましても、国、県の認知症施策推進基本計画の策定状況とその内容を踏まえ、小牧市地域包括ケア推進計画推進委員会で協議するなどし、方向性を出していきたいと考えております。

次に、イ、認知症の方の意思を尊重した社会参加の支援について、どのように考えているかについてであります。

認知症基本法では、7つの基本理念が定められ、その一つに、自己に直接関係する事項に関して、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参加する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができるようにすることとあり、認知症の方の意思を尊重した社会参加が重要とされております。認知症の方の意思を尊重した社会参加については、認知症の人のみならず、周囲の人が認知症に対する理解を深め、地域社会で支えていくことが重要と考えます。

具体的には、認知症はどのような症状なのか、認知症の人とどのように関わればよいのかなど、認知症の人と生活を送る上で必要な知識を理解してもらうことが大切と考えます。そのため、本市では認知症サポーター養成講座や、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症に対する理解を深めていただいております。

また、認知症になっても、他者との交流を増やすことは認知症の進行を抑える点でも重要と考えます。先ほど述べましたステップアップ講座を受講された方を中心に、認知症の方やその家族、そして地域住民などが気軽に集える認知症カフェが各地域で

開催されております。市も認知症カフェの開設や運営に対する支援を行っているところでもあります。

この認知症カフェにおいて、御本人の意思により、カフェのお客さんではなく、ボランティアスタッフとして参加していただいている認知症の方もいるとお聞きしております。このように、認知症の人が意欲を持って参加でき、能力を發揮できる場の創出が重要と考えており、引き続き、本人の意思を尊重した社会参加の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2) 認知症の人や御家族が安心して暮らせる環境整備についてのア、認知症の人と御家族に対する支援策についてであります。

認知症の人やその御家族に対する主な支援策としましては、認知症高齢者等あんしん補償事業を実施しております。日常生活における偶然の事故で、認知症の方などが損害賠償責任を負った場合に、保険金を受け取ることができるよう、市が個人賠償責任保険に加入し、認知症の人が安心して暮らせるようにしています。

また、行方不明高齢者家族支援サービスを実施し、一人歩きによる行方不明者を早期に発見できるよう、GPSを用いた位置情報検索サービスを利用する場合の初期費用の一部を助成しております。

さらに、行方不明になった方をできるだけ早期に発見、保護するために、小牧市認知症見守りネットワークを実施し、地域の方々の見守りの目を増やすよう、あらかじめ協力員として、登録いただいた方に、行方不明になった方の氏名や身体の特徴等をメールで送り、それらしき方を見かけた場合に、警察への連絡等をお願いしております。

次に、イ、相談体制の整備はどのようになっているかであります。

認知症に関する相談につきましては、認知症地域支援推進員を市内5か所の地域包括支援センターに配置し行っております。認知症地域支援推進員は、認知症の人やその御家族からの相談業務を行うほか、相談内容に応じて医療機関や介護サービスなどへつなげる支援を行っております。認知症への対応は早い段階からのサポートが有効であることから、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整など、初期の支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中チームを市に設置し、相談に応じるとともに、自立生活のサポートを行っております。

また、愛知県が設置した認知症疾患医療センターが春日井市内にあり、そこでは認知症疾患に関する鑑別診断や、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応などについての相談などを行っております。これらの相談窓口につきましては、小牧市と地域包括支援センターが認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた小牧市

認知症ケアパスにおいて聞きたい内容に応じた相談先を案内するなどしております。

また、小牧市認知症ケアパスでは、認知症の診断や治療・相談ができる市内の医療機関や鑑別診断などができる認知症疾患医療センターの情報などを詳細に記載しており、認知症に関する講座などの参加者や医療・介護の専門機関に個別に配付し、活用いただいております。引き続き、突然家族が認知症と診断されたときに慌てることがないように、講座開催時での配付や、市ホームページ等で広く市民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

次に、(3)市民の理解を深める取組についてのア、より多くの市民の方々に認知症に対する正しい理解を深めてもらうため、どのような取組を考えているかであります。繰り返しになりますが、多くの市民が認知症に関する正しい知識、認知症の人に対する正しい理解を深めることはとても重要と考えています。市では、認知症予防活動として認知症予防ゲームや、認知症予防運動であるコグニサイズなどの普及を図っており、この中でも認知症に関する正しい知識を取得いただくことに取り組んでいます。

認知症予防活動については、認知症予防ゲームリーダー養成講座を開催し、受講生に担い手になっていただくよう取り組んでおり、さらなる広がりを目指しているところであります。

市民の方への情報提供としては、愛知県認知症疾患医療センターと共催で実施している認知症に関するシンポジウムや広報、ホームページなどを活用し、認知症に関する正しい理解の促進に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

また、毎年9月21日が世界アルツハイマーデーということで、9月を世界アルツハイマー月間とし、全国各地で様々なイベントが実施されています。本市におきましても、この機会を捉え、市内で認知症に関する啓発を検討していきたいと考えております。

次に、イ、認知症サポーター、キャラバンメイト等に対する取組はどのように考えているかについてであります。

認知症サポーターにつきましては、今後も引き続き養成講座を市内各地で開催し、認知症に対する理解を深めていただくとともに、認知症が特別なものではなく、誰にでも起こり得る身近なものとして捉えてもらえるよう取り組んでまいります。特に、祖父母等と同居する家庭が減少し、高齢者、認知症の方と接する経験を持つ子供たちが少なくなっています。このような子供たちが認知症について理解することは、地域において、温かい目で見守ることや、ちょっとした手助けにつながるものと考えます。

また、今後、社会の担い手となる子供たちにとって、高齢者や認知症の人について

理解することは、今後の社会生活にとっても有益であると考えており、引き続き小・中学校での養成講座に取り組んでまいります。

また、認知症サポーターを対象とした認知症への理解を深める地域で活躍できる人材を養成するための認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症に対する知識、対応スキル等を深く学習していただき、認知症カフェの開設や運営など、実際の活動につながる取組を継続してまいります。

また認知症サポーター養成講座の講師役として指定活動するキャラバンメイトは、現在、主に地域包括支援センターの専門職が担っているところであります。地域包括支援センターの専門職を中心に、キャラバンメイトを増やしていきながら、認知症サポーター養成の取組を推進してまいります。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

それぞれに丁寧な御答弁をいただきました。

(1)の認知症基本法成立に伴ってということ、ア、認知症施策推進基本計画については、今御答弁ありまして、よく流れが分かったんですけども、今回は市のほうでは、小牧市地域包括ケア推進計画の中に、その内容を含んでいくということで、今御答弁だったかと思えます。令和7年度以降に方向性を出すということでしたので、またこれについては今後の経過を待ちたいと思えます。必ずしもこれ努力義務となっていましたので、それ独自でつくったほうがいいかどうかというのは、市町の状況によって判断ができるというふうには受け止めておりますので、またその経過を待ちたいと思えます。

イの社会参加の機会の確保で御答弁の中で認知症カフェで、ボランティアスタッフとして参加されていらっしゃる方がいるということで、こういう機会というのが本当にもっと増えてほしいなというふうにすごく思いました。御答弁の中にもありましたとおり、社会参加の支援にこれから市のほうでも努めていただけるといふような御答弁でしたので、その認知症カフェだけではなく、認知症になられた方でも働いて、それが生きがいになって社会生活を営めるという方はたくさんいらっしゃると思えますので、こうした機会の創出に対しては、市のほうもぜひ今後考えていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それから(2)の認知症の人や御家族が安心して暮らせる環境整備ということで様々今の取組を御答弁いただきました。保険も認知症高齢者等あんしん補償事業であるとか、探索システムであるとか、これ早い時期に小牧は立ち上げていただいております。認知症見守りネットワークであるとか、イのほうでも認知症地域支援推進員の

配置が既に各地域包括支援センターのほうに、全部に配置していただいていると思います。

また、認知症の方の初期集中支援チームも設置をしていただいているということで、本当に今回、認知症の基本法でいろいろずっと今回質問するに当たって、改めて勉強してきたんですけれども、本当にうちの小牧市は、本市はいろいろな個別で見えていくと、すごくいろいろな施策が進んでいるなどというのを実感しました。ただ、基本法で示されている施策というのは物すごく多岐にわたるものですから、これからまた新しい発想も出てくると思いますし、そうしたことも取り入れながら、ぜひこれからも取り組んでいただければと思います。

(2) で一つ要望なんですけれども、実は、「ユマニチュード」と呼ばれるフランス発祥の認知症ケア技法があるんですね。「ユマニチュード」というそうなんですけれども。これは認知症で日常生活に支障が出て暴力的な言動になりがちな当事者の方と、また介護する家族の方々、介護する方々の信頼関係を修復し、また構築をしていくという、それに有効であるとされております。「ユマニチュード」というのは、もともとフランス語で「人間らしくある」ということを意味するそうなんですけれども、具体的には、見る・話す・触れる・立つということも含めて、この4つを柱にあなたのことを大切に思っていますと、思いやりを伝える、そうした様々な手法を用いて、相手に安心感を与えてコミュニケーションを円滑にするというものだそうです。ちょっと言葉でなかなか説明がしづらいなんですけれども。

こうした技法というのはすごく大切かなと思ひまして、ユマニチュードだけではないんですけれども、このような技法を学べる機会というのを、もちろん認知症サポーターの養成講座でもこれに準ずるような内容というのを含まれていますけれども、こうした技法があるのであれば、やはり学ぶ機会というのを持って、今後ぜひ皆さんに知っていただくということも必要ではないかなと思ひまして、できればまた御検討をお願いしたいと思ひます。これは要望とさせていただきます。

(3) についても特に再質はないんですけれども、認知症の今回のこの項目全体に対してなんですけれども、1点質問をさせていただきたいと思ひます。

認知症基本法がもたらす影響や、今後期待されること、これをどのように捉えているのかをお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

認知症基本法がもたらす影響や今後期待されることについてであります。認知症基本法の施行により、今後、国や地方公共団体は、認知症基本法の基本理念に基づいて、認知症に対する施策を中長期的に計画、実行、評価していくこととなります。国

が施策を計画することで、市も認知症に対する施策を計画しやすくなるとともに、認知症対策がしやすくなると考えております。法整備により劇的な変化があるとは思いませんが、国、地方公共団体が認知症に対する施策を計画し、実行していくことで、国や地方公共団体、福祉サービス提供者だけでなく、国民一人一人の認知症に対する意識が変わり、少しずつではありますが、認知症の人が認知症であることを隠さず、住み慣れた地域で安心して暮らせるようになっていくものと考えております。

超高齢社会の日本において、今後は特に独居の認知症高齢者等の増加を見据えた認知症対策を早急に取り組んでいく必要があると考えています。国には、法整備を進めるだけでなく、財政面でも確実な支援を行うことを期待しており、市でも必要に応じて国に財政支援を要望していきたいと考えております。

以上であります。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。基本法の目的も、認知症の方が本当に尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすということですので、そうした社会の構築に向けて、また環境整備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、質問項目4を終わります。

続きまして、質問項目5、ICT教育環境の整備について。

（1）情報セキュリティ対策について。

学校における安全で安心なICT活用のために、情報セキュリティ対策を講じることは必要不可欠なことです。文部科学省は、各教育委員会、学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考として、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを平成29年10月に策定し、その後、数回にわたり改定され、本年1月にも改定されました。GIGAスクール構想がスピーディーに進められる中、セキュリティの向上や充実が求められております。そこで、本市の学校現場における情報セキュリティ対策の取組についてお尋ねをいたします。

（2）児童生徒の情報モラルについて。

今、情報化社会の中で、パソコンやスマートフォンが普及し、インターネットは私たちの生活に欠かせないものとなっております。それに伴い、小・中学生のスマートフォンの所有率も上昇し、子供たちも日常生活でインターネットやSNSを使っております。インターネットやスマートフォンはとても便利なものですが、一方で、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや誹謗中傷、いじめにつながってしまう可能性があることも事実です。次の時代を生きていく子供たちがこうした危険性を理解し、正しく安全にインターネット等を利用できる力を身につけることが求められます。

そこで、児童生徒さんの情報モラルの育成についてどのように取り組んでいるか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目5について答弁を求めます。

○教育部長（伊藤京子）

それでは、質問項目5、ICT教育環境の整備について。

（1）情報セキュリティ対策について。

学校現場における情報セキュリティ対策の取組についてのお尋ねであります。

市教育委員会及び小・中学校で取り扱う情報につきましては、外部からの不正アクセスによる情報の改ざん、情報の漏えい、コンピュータウイルスの感染などを防ぐため、小牧市教育委員会教育情報セキュリティポリシー及び実施手順に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じております。例えば、学校が保有する様々な情報につきましては、教育ネットワークを児童生徒の個人情報などを取り扱う系統、ホームページの編集・メールの送信などインターネットに接続して業務を行う系統、児童生徒が教育活動で利用する系統の三つに分離し、インターネット経由などから、児童生徒の個人情報等にアクセスできない構成とすることにより、セキュリティ対策の強化を図っております。

また、教職員は、児童生徒の成績などの重要なデータには、ネットワーク分離ソフトを経由してアクセスすることとし、これらの重要データを外部に持ち出すためには、専用のファイル転送システムにて、管理職の承認を得ないと持ち出せない仕組みを構築し、内部からの情報漏えい対策を講じております。

また学校現場において、セキュリティ監査を実施し、教職員のセキュリティポリシーの理解度及び遵守状況を確認するとともに、情報セキュリティに関する意識啓発を図っているところであります。

私からは以上です。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（2）児童生徒の情報モラルの育成に対する取組についてであります。本市では、子供たちに体系的に情報モラルや情報セキュリティに関する知識を身につけさせるため、令和4年度に情報モラルの指導事項、単元、目当て、指導する教科などをまとめたチェックリストを作成いたしまして各学校で日々の指導に活用しているところでございます。

また今年度の2学期には、全小学校の3年生以上を対象に、タブレットを活用した

情報モラル教材のテストを実施いたしましたして、その結果を踏まえた指導を行っているところであります。これまでの情報モラル教育では、スマートフォンの長時間利用、SNSへの書き込みなど、大人から見て危険な行為を禁止したり、使用の制約をかけたことが主たる内容となっておりましたが、これからのデジタル社会におきましては、子供たちが自分自身で判断して、デジタル社会を安全に行動できる力を育成するデジタル・シティズンシップ教育が求められているところであります。

また、デジタル・シティズンシップ教育におきましては、学校のみではなく、家庭の役割も非常に重要なことから、御家庭でお子さんと一緒に我が家のルールを決めたり、情報を正しく安全に利用することについて話し合ったりする大切さや、参考になるウェブサイトなどを、ICT教育に関する保護者向けリーフレット「ICT新聞」に定期的に掲載をし、御協力をお願いしているところであります。

以上でございます。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。国から示されているとおり、教育情報セキュリティポリシーを基に対策を講じているということによく分かりました。

三つに分けた形でセキュリティを守っているというお話だったかと理解したんですけども、改訂版によると、ネットワーク統合というのも一つうたわれていてパブリッククラウド活用ということでしたけれども、現場でどのような形がいいのかというのが一番大切かと思っております。これにちょっと関連してくるんですけども、1点再質をさせていただきたいと思えます。

校務DXの取組についてであります。文部科学省は、令和5年3月にGIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議の提言を取りまとめ、今後数年かけて、校務系と学習系ネットワークの統合や、また次世代の校務支援システムの整備、クラウドツールの積極的な活用による負担軽減、コミュニケーションの活性化などを推進をしております。

さらに、校務DXの取組項目を整理したチェックリストを作成して、これに基づき各自治体に点検結果を取りまとめた上で、取組を加速するように通知をしていると伺っているんです。こうした校務DXの取組について、どのように対応を考えているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（中川宣芳）

校務DXの取組についてのお尋ねでございます。校務DXに関する取組は、様々ありますが、本市におきましては、既に教員の働き方改革の視点から導入いたしました遠隔操作システムの活用、保護者連絡アプリによる教員と保護者間の連絡のデジタル

化、児童生徒への各種連絡のデジタル化、職員間の情報共有のデジタル化や校内研修のアーカイブ視聴などを実施しているところでもあります。とはいえ、学校現場におきましては、まだまだ紙ベースの資料が多く見られるのも事実でございまして、今後ファクス及び押印等の見直しも含めて、業務の円滑化、効率化の観点から各種デジタル化及びペーパーレス化を進めてまいりたいと考えております。

なお、文部科学省が進めるよう提言しておりますネットワークの統合及び次世代の校務支援システムにつきましては、各ネットワークが所持するデータを連携する仕組みづくりだとか、情報セキュリティの確保を含めて、費用対効果を鑑みながら調査・研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。教職員の方々の働きやすさと、教育活動の一層の高度化を目指すとされておりますので、そうした方向に向けて御検討いただければと思っております。

(2)の児童生徒の情報モラルの育成については、本当に時代に沿った形で今しっかり取り組んでいただいているのが分かりました。以前は本当に危険から避けるという形でしたけれども、きちんとそれを見分けるという、そうした非常に大きく進んだ形のデジタル・シティズンシップ教育ということですごく感銘しました。本当に自分も時代に遅れないようにしなくちゃいけないなという気がいたしました。

これに関連して一つだけ要望させていただきたいと思うんですけれども、子供を守るために愛知県警が藤田医科大、Adora株式会社とともに開発されたアプリ「コドマモ」というのが実はあるんですけれども、学習用タブレット端末やスマートフォンなどにおける不適切な投稿をAIが自動的に検知をして、子供に注意喚起、また親御さんには通知が届くというものだそうです。安心・安全な環境づくりをさらに進めていくためには、こうした「コドマモ」のようなアプリというのも、ぜひ今後御活用いただければありがたいなというふうに思いまして、一つ提案をさせていただきました。これは要望でございまして。

最後に、今後も子供たちが心豊かで健やかに育つ環境づくりをさらに進めていただきますようお願いを申し上げます。全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上で、代表質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は、午後3時10分といたします。

(午後 2 時46分 休 憩)

(午後 3 時10分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

星熊伸作議員。

○18番（星熊伸作）

18番、星熊伸作、皆様改めまして、こんにちは。議長のお許しをいただきますので、さきに通告してあります質問項目2件について質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、大規模災害の備えについて。

(1) 住宅の耐震化について。

今回の質問をするに当たり、元日に起きました能登半島を震源とする大規模地震により犠牲となられた方々に御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。明日への見通しが見えない不安と戦い、苦悩する被災者に手を差し伸べ、1日も早い復旧・復興を願って質問させていただきます。

能登半島を襲った地震の発生から2か月以上が経過しました。2月29日での石川県の県内の死者は241人で、うち災害関連死は15人、住宅被害は7万5,000棟を超え、避難所には、なお1万4,000人余りが身を寄せ、うちホテルなどへの二次避難所には4,733人となっています。被害がこれほど甚大になった原因については、現行の耐震基準を満たさない古い木造家屋が多い地域で、極めて強い揺れが長時間続いたことが主な原因であります。被害の大きかった奥能登地域は、高齢化した過疎地であり、家屋の耐震化率は5割程度にとどまります。ニュースでも報道されていましたが、瓦屋根の古い木造住宅が倒壊する一方、比較的新しい家屋は倒壊を免れていました。古い建物は耐震調査、補強を進めるべきです。本市では、愛知県と連携して、耐震診断を受けられた木造住宅で倒壊する可能性が高い、倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅を耐震改修をする場合に補助金制度を設けております。対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であります。そこでお尋ねいたします。

ア、これまでの木造住宅の無料耐震診断の実績をお伺いします。

イ、これまでの耐震改修補助金の利用実績についてお伺いします。

ウ、今後の木造住宅の耐震化の取組についてお伺いします。

次に、家具等の転落防止のための固定の必要性です。能登半島地震では、家が無事でも家具や家電が倒れ、壊れている家がありました。けがを防ぐためにも、家具などの転倒・落下防止策が重要であります。地震発生時、家具の転倒により下敷きになってけがをする。逃げ道をふさがれるなどの事態が発生する可能性があります。身近な空間の安全確保のため、家具の固定が重要であります。岐阜市では、高齢者や障がいをお持ちの方の大災害時の死亡率が高い傾向にあることを考慮し、避難行動要支援者を対象に、寝室に設置されている家具の固定を支援する取組を行っています。本市では以前に、平成17、18年に防災対策補助事業が行われ、家庭内での安全対策に寄与されてきましたが、広く普及されたことで、現在この事業は行っておりません。一方で、現在本市では独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、前年の世帯の合計所得金額が190万円未満の方を対象に、家具転倒防止器具の設置などの作業に要した経費の1割の負担をしていただくサービスを行っています。現在のところ、高齢者はこのサービスを受けることができますが、岐阜市のような要介護認定者など、家具類の転倒防止器具の取付けが困難な方へのサービスはないと聞いておりますが、そこでお尋ねいたします。

エ、家具類に転倒防止器を取り付けることが困難な方に支援する考えはないかお伺いします。

(2) 避難所におけるトイレの確保について。

能登半島地震の被災地では、トイレ問題が深刻になっています。避難所で安心して利用できるトイレを確保することが被災者の健康を確保する上で非常に重要になります。過去の大規模災害時には水が流れないトイレを使用し、あっという間に便器内が大小便の山となった事例や、トイレ回数を減らすため、水分や食事を制限され、エコノミークラス症候群を発症された被災者の方が多数おられました。災害時には必要量の仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難者数に対する仮設トイレの必要数が確保できるまでの間、避難所の既設トイレや応急トイレ、携帯トイレ等を適切に使用することが必要になります。一方、下水道が通っている避難所には、マンホールの上にトイレを設けることが可能であります。仮設トイレについては、設置された後も、衛生面に留意し、誰もが使いやすいトイレを維持することをしなければなりません。避難所には避難されてきた方や、避難所周辺の在宅避難者、車中避難者の方がおられ、男女の違いはもちろん、高齢者の方や妊婦の方、乳幼児、障がいをお持ちの方など、様々な方がおられます。これらの方々がトイレを快適に使い、トイレを我慢する必要のない環境をつくることは、関連死の防止にとっても非常に重要になりますが、そこでお尋ねいたします。

ア、避難所に備蓄されているトイレの種類と数についてお伺いいたします。

イ、マンホールトイレの整備状況をお伺いします。

災害時のトイレ対策は大変重要であります。その問題を払拭するために、各自治体で移動型のトイレ、いわゆるトイレトレーラーの導入検討が進んでおります。トイレトレーラーは災害時の利用を想定して企画・設計された移動設置型水洗トイレです。洋式便座を設置した広い個室を4室有し、災害発生初期からのトイレの使用や、長期使用時の衛生環境維持に配慮した各種機能を備えております。車で牽引が可能なため、遠方の被災地でもトイレが必要な場所まで移動及び設置が可能です。また、平常時は屋外で仮設トイレとしても活用できます。今後も導入自治体が増え、自治体間の共助の輪が広がることで、災害後の衛生環境の維持、災害関連死の抑制などにつながることを期待されています。そこでお尋ねいたします。

ウ、愛知県内の自治体でトイレトレーラー等の配備状況をお伺いします。

エ、トイレトレーラー等の導入・推進する考えはあるか、お伺いします。

(3) 災害時の心のケアについて。

災害時には、生命や財産の損害への対応とともに、心のケアの視点が重要です。災害は人々に様々な心理的反応をもたらすと同時に、PTSD（外傷後ストレス障害）や鬱病などの精神疾患の発症など、精神保健上の問題を数多く引き起こすことが知られております。被災者は時間の経過とともに心の動きが変化します。茫然自失期からハネムーン期、次に幻滅期、最後に再建期と4段階に分かれています。茫然自失の状態から、その後、災害の体験をくぐり抜けたことで、一時的に意識の高揚が図られますが、避難生活が長期化し、数時間経過しますと、取り残された人は虚脱感、怒り、鬱気分などが出現します。その後、復旧が進み、生活のめどがつき始めますと、現状を受け入れ、気分が安定し、将来のことを考えられるようになります。復興から取り残された精神的な支えを失った人には、ストレスの多い生活が続きます。被災地の人々に対する精神保健活動（災害時心のケア活動）は、被災者への健康面への支援で、被災地の復興を支える重要な支援サービスに位置づけられると思いますが、そこでお尋ねいたします。

発災後の避難所等における心のケアの対象者のスクーリング（被災地の活動）について、小牧市の取組内容についてお伺いします。

(4) 災害ケースマネジメントについて。

災害ケースマネジメントとは、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力を持つ弁護士や保健師、建築士、民間団体などと連携をしながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援す

ることにより、被災者の生活再建が進むよう、マネジメントする取組であります。被災者を伴走型で支援する災害ケースマネジメントは、一人の悩みやニーズを戸別訪問して聞き取ることで、適切な支援につなげて生活再建を後押しする仕組みであるので、被災者の中には、行政の窓口に行くことが難しかったり、各種支援制度の情報が届かなかったケースに対してきめ細かくサポートいたします。

災害ケースマネジメントの実施に当たって、連携が想定される期間と平時から顔の見える関係を構築しておき、発生直後から円滑な連絡調整を実施できるようにすることが重要であります。そこでお尋ねいたします。

災害ケースマネジメントの推進に向けた取組について、お伺いいたします。

質問項目1を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○建設部次長（竹内隆正）

質問項目1、大規模災害の備えについて。

(1) 住宅の耐震化について。

アといたしまして、これまでの木造住宅の無料耐震診断の実績についてのお尋ねでございます。

本市の住宅の耐震化の状況につきましては、小牧市耐震改修促進計画を改定した令和2年度時点では、住宅総数6万4,690戸に対し、5万7,390戸が耐震性があると推計され、耐震化率は約89%となっております。そのうち、木造住宅は、2万7,460戸に対し、2万920戸が耐震性があると推計され、耐震化率は約76%となっております。

一方、耐震性が不十分な住宅総数は7,300戸で、そのうち木造住宅は約90%の6,540戸となっていることから、木造住宅の耐震化を促進することが極めて重要であると認識しております。老朽化した木造住宅は、大規模地震により倒壊の危険性が高く、住宅の倒壊によって人命を失わないためにも早期に住宅の耐震化を図る必要があることから、無料耐震診断を実施しております。

無料耐震診断は、昭和56年5月31日以前に着工された耐震性が不十分とされる旧耐震基準により建築された木造住宅に対して、無料で専門家を派遣し、耐震診断を行い、正確な住宅の耐震性能の情報提供を行うことにより、住宅の耐震化の促進を図る制度で、平成14年度から実施しております。今年度は2月末までに57戸実施しており、これまでの累計は2,465戸となっております。制度を開始して5年ほどは、平成16年の新潟県中越地震の影響もあり、平成17年度の530戸をピークに、年間100戸以上の実績がありましたが、その後は東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震が発生した年は、

市民の関心が高まり、前年に比べ申込みが増加しているものの、年間70戸ほどになり、近年は年間60戸ほどで横ばい傾向となっています。これまで実施した耐震診断結果ではありますが、2,465戸のうち大規模地震に対して倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があるとして診断された耐震性が不十分な戸数は2,180戸で、割合といたしまして、約88%となっております。

続きまして、イ、これまでの耐震改修補助金の利用実績についてのお尋ねでございます。

民間木造住宅耐震改修費等補助金は、無料耐震診断を実施し、倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅を対象として耐震改修工事により、大規模地震に対して一応倒壊しないと評価されるまでの改修を行う耐震改修工事、または建物を取り壊す除却工事に対して補助金を交付する制度であります。耐震改修工事に対する補助金は、平成15年度から実施し、現在は限度額を100万円としており、除却工事に対する補助金は、平成29年度から実施し、限度額を20万円としております。今年度は2月末までに耐震改修が7戸と、除却が26戸の利用があり、これまでの累計は、耐震改修が335戸、除却が179戸となっております。

耐震改修については、補助金制度を開始して以来、徐々に増加し、耐震診断戸数がピークとなった翌年度の平成18年度に36戸となりましたが、その後は年間10戸ほどで横ばい傾向が続いておりました。しかし、平成23年度には、東日本大震災の影響もあり、74戸でピークとなり、その後も2年ほどは30戸から40戸ほどとなりました。その後は年間数戸ほどで推移し、熊本地震の影響で令和元年度に若干増加したものの、近年も年間数戸ほどで横ばい傾向となっています。

また、除却については、対象住宅が現時点で築40年以上になる古い住宅で、耐震改修の費用も高額となることなどから、制度を開始して以来、耐震改修よりも除却を利用される方が多く、毎年20戸から30戸ほどで推移している状況であります。

私からは、以上であります。

○建設部長（前田多賀彦）

続きまして、ウ、今後の木造住宅の耐震化の取組についてであります。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、住宅の倒壊を防ぐためには、耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修などを行うことが重要であることから、無料耐震診断や耐震改修費等補助金制度を進めてまいりました。平成19年度には、具体的な耐震化の目標及び目的達成のために必要な施策を定める小牧市耐震改修促進計画を策定し、その後、耐震化の進捗状況などを踏まえ、必要な取組を見直し、令和2年度に計画の改定を行いました。その計画では、木造住宅の耐震化率を令和7年度までに90%、令

和12年度までに耐震性の不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、耐震化の促進に努めております。

これまでの目標達成に向け、住宅所有者に対する財政的支援や、普及啓発等の充実を図るため、毎年、小牧市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図りながら取組を進めております。

しかし、耐震性が不十分な木造住宅の所有者は、高齢者が多く、費用負担が高額であることや、後継者がいないなどの理由から工事に踏み切れないケースが多いなどの課題もありました。そのため、令和4年度には補助金を住宅所有者ではなく耐震改修を施工する工業者に市から直接払うことで、住宅所有者は工事費と補助金との差額のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減される補助金の代理受領制度を導入したところであります。

今後の取組につきましては、現在ある補助制度と併せて、耐震化の周知を図り、耐震化促進の機運を高めていくことが非常に重要であると考えております。

このため毎年実施しております建築士会と合同で、臨戸訪問するローラー作戦や各地区などで実施する防災訓練、防災講演会でのPR、耐震診断実施者へのダイレクトメールやSNSを利用したPR、安価な耐震改修の広報の紹介など、今後も市民に対して、耐震化の普及啓発の強化に努めるとともに、補助金制度がより利用しやすい制度となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○市民生活部長（入江慎介）

続きまして、エ、家具類に転倒防止器を取り付けることが困難な方に支援する考えについてであります。

近年発生した地震において、けがをした原因として、その約3割から5割が家具類の転倒や落下、あるいは移動によるものであります。また、家具類の転倒や落下により、ストーブやヒーターなどの器具が倒れたり、衣類や本などがストーブに落下して火災が発生する危険性も指摘されております。さらに、避難通路や出入り口周辺に転倒や移動しやすい家具類を置くことで、避難経路を塞いだり、引き出しが飛び出すことでつまづいてけがをしたり、避難の妨げになることもありますので、家具の転倒・落下防止対策は大変重要であると認識しております。

そのため、本市では総合防災訓練を初め、生涯学習のまちづくり出前講座として、小牧防災リーダー会による家具固定講座を開催するなど、市民への普及啓発に努めているところであります。

現在、本市の家具転倒防止器具の設置などの支援につきましては、議員言われまし

たように、独り暮らしの高齢者世帯など一定の条件を満たした方を対象に実施しているところではありますが、そのような方以外にも様々な理由により、器具の取付けが困難な方もおみえになると思います。家具転倒防止器具の設置につきましては、防災対策、安全対策の面からも大変有効であると認識しておりますので、今後はその支援について、関係部署と調整を図るとともに、生活支援に取り組んでいる地域協議会にも協力を呼びかけるなどし、家具転倒防止器具設置の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○市民生活部次長（小川正夫）

続きまして、（2）避難所におけるトイレの確保について。

避難所に備蓄されているトイレの数、種類と数についてであります。

令和4年第4回定例会で舟橋秀和議員の質問にお答えしましたように、市が備蓄している災害用トイレは、便収納袋に凝固材を入れて使用するダンボール製の組立て式簡易トイレが405基あり、そのうち40か所の指定避難所に10基ずつ、計400基を備蓄しております。

また、防災訓練でも展示、体験していますプライベートルームテント内に、便座や便槽を組み立てる災害弱者兼用トイレが102基あり、そのうち40か所の指定避難所に2基ずつ、計80基を備蓄しております。

次に、イ、マンホールトイレの整備状況についてであります。

災害時に下水管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設けて使用するマンホールトイレであります。小牧小学校、小牧南小学校及び味噌岡中学校に5基ずつ、第3老人福祉センターに2基、計17基を整備しています。

次に、ウ、愛知県内の自治体でトイレトレーラーなどの配備状況についてであります。

愛知県に確認したところ、トイレにタイヤがついているものの自走できず、自動車などで牽引するトイレトレーラーを配備している自治体は、刈谷市と阿久比町で、トラックの荷台部分がトイレとなっている、いわゆるトイレカーを配備している自治体は春日井市のみでありました。

私からは以上です。

○市民生活部長（入江慎介）

続きまして、エ、トイレトレーラーなどを導入・推進する考えはあるかについてであります。

災害時には、本市が備蓄しているトイレとは別に、トイレカーや仮設トイレを提供

していただける協定を9つの事業所と締結していることから、現時点ではトイレトレーラーなどを導入する考えはありません。しかしながら、トイレ問題が能登半島地震においてクローズアップされ、トイレトレーラーを使用することで、その問題が解決された事例もあることから、その導入に当たっての費用対効果や、先行して導入している自治体の状況などを踏まえ、その導入について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

続きまして、（3）災害時の心のケアについて。

発災後の避難所等における心のケア対象者のスクリーニングについてのお尋ねであります。

災害発生時の保健活動につきましては、愛知県が災害時保健師活動マニュアルを策定しており、基本的にはこのマニュアルに基づいた活動を行うこととなります。災害は予期しない出来事であり、心身に大きな負担を与えること、高齢者や障がい者などは、災害後の生活への適用が難しく、ストレスの度合いが高くなること、さらには、地震や火災を体で感じることにより、フラッシュバックのようによみがえることもあります。このため、心のケアとして保健師が避難所等を巡回して、健康支援を行います。具体的には、避難所に避難された全ての方へ相談票を用いて、健康相談をさせていただくもので、被災の状況や、家に帰ることができない理由などの基本的な状況、既往歴など身体的・精神的な状況、また、介助の必要性の有無など、日常生活の状況を対面でお聞きし、健康支援の担当者が変わっても重要な観察ポイントについては、相談票により引き継ぐこととしております。

また、避難所以外の倒壊を逃れた自宅などで過ごされている方についても同様の対応をする必要があります。その際、気持ちの落ち込み、意欲の低下、不眠、食欲不振、涙もろさなどの精神的変化にも注意を払いながら、症状の程度によっては、必要に応じて医療機関へ結びつけたり、県の災害派遣精神医療チームへDPATの派遣を要請するなどして、対応することとしています。こうした取組は、迅速かつ実効性の高いものとしていく必要があるため、愛知県や市医師会など関係機関等と協議しながら、体制等の充実に努めていく必要があると考えております。

以上であります。

○市民生活部長（入江慎介）

続きまして、（4）災害ケースマネジメントについて。

災害ケースマネジメントの推進に向けた取組についてであります。

小牧市地域防災計画では、被災者等生活再建支援に関して、被災者等の生活再建が速やかに図れるよう、生活相談、罹災証明書の交付、災害援護資金の貸付、税の減免など、必要な措置について定めております。

また、本市では、被災者の生活支援に必要となる住宅などの確保や水道、電気などのライフライン、医療救護、社会福祉、救援物資の供給などについて、様々な業種の団体と、災害時における支援協定を締結し、平時から顔の見える関係を構築するとともに、有事の際には即時に支援できる体制を整備しているところであります。

しかしながら、生活再建については、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題が異なり、また、支援を求める声を上げられない被災者も想定されるため、戸別訪問などのアウトリーチによる被災者の状況把握や、福祉や法律に関する専門的な相談体制の整備など、災害ケースマネジメントと呼ばれる被災者支援の仕組みづくりが求められています。

このような状況の中、本市といたしましては、国や県の防災計画の修正に合わせ、災害ケースマネジメントに関する事項を小牧市地域防災計画に記載するとともに、関係機関との連携強化、個別支援の円滑な実施に向けた研修などを行い、被災者一人一人の生活再建に向けた課題把握、実情に即した自立生活再建が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

それぞれに御答弁いただきました。ありがとうございました。

(1)の住宅の耐震化については、木造住宅の無料耐震診断の結果で、耐震性が不十分な戸数は2,180戸で、割合が88%となっており、耐震改修補助金の利用実績は累計で、耐震改修が335戸、除却が179戸となっているとのことでございました。耐震診断の結果から、住宅の耐震改修される流れがつかられ、耐震化の事業が一定の効果を表していることがよく分かりました。

平成28年に起きた熊本地震では、震度7を記録し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。木造住宅の新耐震基準が施行された昭和56年6月と、木造建物の構造関係の基準が改正された平成12年6月を分岐点として、三つの建築年代に分類し、そのうち集計された木造建築の建築時期別の被害状況では、倒壊・崩壊の割合が28.2%を占め、新耐震以前の木造建物に被害が明らかに多いです。次に、新耐震以降、平成12年改正以前の木造建物においても、8.7%の倒壊・崩壊が確認されました。

これらは、接合部の仕様が平成12年以降の基準に比べ不十分であったものがほとん

どであったことから被害を大きくした要因の一つと考えられます。

このように、熊本地震では、新耐震以前の建物だけではなく、新耐震以降、平成12年改正以前の建物の一部においても、倒壊・崩壊といった被害が見られたことから、この時期に建設された木造建設についても、特に接合部等を補強することにより、耐震性を向上させることが望ましいと言えます。そこで再質問させていただきます。

昭和56年6月1日以降に着工された新耐震基準の木造住宅も耐震改修補助の対象とする考えはないか、お伺いします。

○建設部長（前田多賀彦）

昭和56年6月1日以降に着工された新耐震基準の木造住宅も耐震改修補助の対象とする考えはないかのお尋ねであります。

阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の8割以上が建物の倒壊等によるものであり、特に昭和56年以前の旧耐震基準の木造住宅において大きな被害があったため、無料耐震診断や耐震改修費等補助金制度においては、旧耐震基準の木造住宅を対象としております。

また、平成28年に発生した熊本地震においても、旧耐震基準の木造住宅の倒壊率が高くなっておりますが、旧耐震基準による住宅だけでなく、新耐震基準の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が確認されていることは承知をしております。

本市の木造住宅の耐震化率は、先ほどお答えしましたとおり、令和2年度時点で約76%であるため、耐震化されていない旧耐震基準の木造住宅が今なお多く存在していることから、まずは過去に大きな被害が出ている旧耐震基準の木造住宅の耐震化を優先的に進めていく必要があると考えておりますので、現時点で補助対象を新耐震基準の木造住宅に拡大することは考えておりません。

しかし、平成12年6月1日より前に建築された新耐震基準の木造住宅の危険性を市民に周知し、対策を講じていただくことも重要であることから、まずは国土交通省等から情報提供されている新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法を活用した所有者自身による簡易の耐震診断の啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。現時点では、補助対象を新耐震基準の木造住宅に拡大することは考えていないとのことですが、平成12年6月1日以前に建築された木造住宅につきましても、一般的に法定耐用年数は22年と言われておりますので、構造的に揺れに弱い接合部箇所では、耐震性に問題が起こっている可能性もありますので、引き続き耐震診断を啓発しながら、対象拡大の御検討をよろしくお願いいたします。

(2) のエのトイレトレーラー等につきましては、衛生面やプライバシーの確保に優れたトイレでありますので、導入に向け、御検討のほどよろしくお願いいたします。

(4) の災害ケースマネジメントであります。支援を求める声を上げられない被災者に対し、アウトリーチによる専門的な相談体制の整備が求められる中で、災害ケースマネジメントの事項を小牧市地域防災計画に記載すると御答弁をいただきました。そこで再質問させていただきます。

災害ケースマネジメントを導入することで、どのような効果が見込まれるか、お伺いいたします。

○市民生活部長（入江慎介）

災害ケースマネジメントを導入することで見込まれる効果についてであります。

災害ケースマネジメントには、戸別訪問などアウトリーチの手法が取り入れられるため、被災者一人一人の生活状況や抱えている課題が把握でき、把握した情報に基づき、必要な情報提供や人的な支援計画を立てることが可能となります。特に、高齢者、障がい者、生活困窮者などリスクの高い方の災害関連死を減らす一助となり、また一方で、在宅避難など避難所以外で避難生活を過ごしている方の状況把握や必要な支援を検討する際にも有効であると考えられます。また、災害発生時には、県、市、社会福祉協議会、弁護士や社会保険労務士などの専門士業団体が協力し、連携を図りながら支援を進めることで、支援の迅速化と意思決定の効率化を図ることができます。

これらの取組により、災害時の混乱を最小限に抑えながら、被災者一人一人のニーズに応じた適切な支援が可能となり、被災された方の心身の負担軽減、孤独、孤立の防止や心のケアにも資するほか、この取組を丁寧に行うことで、地域コミュニティの維持といった点においても、地域住民の意向が反映され、よりよい復興の実現への貢献が期待できるものと考えております。

以上であります。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。高齢者、障がい者、生活困窮者等リスクの高い方々や、在宅避難などで避難生活を過ごされている方への支援を広げられる等の効果がありますので、今後のことに期待しまして、推進のほどよろしくお願いいたします。天災は忘れた頃にやってくるとは昔の話と思うぐらい、最近では、日本各地では毎年のように風水害や地震の被害が相次いでいます。ここ、小牧市を含む東海3県も、南海トラフ巨大地震が今後30年の間に70から80%の確率で起こると言われています。市民の方には、過去の災害を教訓にしつつ、小学校区での防災訓練や自治会の地域協議会での自主防災活動を通じ、自助・共助の重要性を学ばれることで、いざ災害が起きたときに

は、お互い協力し合って、災害から身を守る訓練、備えをされております。これからも市民の命と住まいの安全を守るため、防災・減災の取組により一層御尽力していただきますようよろしくお願い申し上げます。質問項目1を終了させていただきます。

続きまして、質問項目2、空き家等対策について。

(1) 空き家等対策の取組について。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。相続登記の申請義務化は、所有者不明土地の解消を目指す政策の一環であります。今までは、相続登記は任意であり、放置していても、特に不利益を被ることはありませんでした。その一方で、遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、土地共有者がねずみ算式に増え、不動産登記簿を見ても、所有者が判明せず、判明しても連絡が取れない所有者不明土地になってしまう。現在、所有者不明土地は、九州の広さほどもあると推計されております。空き家が所有者不明になると、管理不全で倒壊するなど、地域環境の悪化を招きます。また、防災復旧工事など緊急性のある公共事業に関わる土地が所有者不明の場合は、土地買収のために何か月もかけて所有者を探索することになります。やはり所有者不明にならないように、土地の所有者が生前に相続登記の手続きをしっかりと行うことが重要であります。国は相続登記の申請義務化について、遺産分割の実施や必要書類の提出など、国民に新たな負担を課すものとの認識に立ち、負担軽減のための諸施策を講じております。特に違反義務には、過料が課せられるため、義務化施行に向けたマスタープランで、地域への過料通知をする場合に、申請義務者に相当の期間を定めて催告をすることなど、丁寧な手続の実施を定めました。

一方で、本市は、公益社団法人と提携して、小牧市における空き家等対策に関する協定を締結しました。また、小牧市空き家ガイドブックを発行し、空き家に関する相談窓口、空き家等除却工事の補助金制度、空き家を自分で管理できない場合は、空き家の管理事業者につなげる案内もされておりますが、そこでお尋ねします。

ア、小牧市空き家等除却工事費補助金の実績についてお伺いします。

イ、相続人調査に関する状況についてお伺いします。

空き家の発生防止のために、早めの対策が必要です。埼玉県鴻巣市では、空き家予防の新たな取組として、所有者の住まいや気持ちを早いうちから管理するために、相続等の話題にしにくいことを家族で話し始めるきっかけにしてもらうために、住まいに重点を置いたエンディングノート、空き家の終活ノートを策定いたしました。このノートは、所有する住居の情報や相続人を整理できるように家系図を書き込むことができ、Q&A形式で適正管理の方法や、放置するデメリットなどが解説されています。建物をどのように引き続くか、家族で話し合っておくことが大切であり、そのために

はこのようなノートを作成することは有意義だと考えます。お隣、春日井市でも昨年度から空き家で困らないわが家の終活ノートを作成し、所有者が生前に自身の思いをつけておくことで、相続した方が困ることが少なくなるように、今後のことを伝えておくためのノートの提供をしておりますが、そこでお尋ねします。

ウ、将来家族への負担を減らすためのお家の終活ノートを作成する考えはないかお伺いします。

質問項目2の質問を終了します。よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○都市政策部次長（堀場 武）

質問項目2、空き家等対策について。

（1）空き家等対策の取組について。

ア、小牧市空き家等除却工事費補助金の実績についてのお尋ねであります。

小牧市空き家等除却工事補助金は、老朽化した空き家、もしくは倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家を除却ということで、安全かつ安心な住環境の確保を推進することを目的とした制度であり、令和2年度に創設したものであります。

補助制度の概要といたしましては、個人が所有する延べ面積の2分の1以上が居住の用に供され、1年以上使用されていない木造の空き家のうち、木造住宅の法定耐用年数である22年を経過した老朽空き家、もしくは住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であって、補助金交付要綱で規定する評価項目により、基礎、外壁及び屋根などの構造、または設備の不良度判定の結果、著しく不良である危険空き家、これらを除却する場合、その費用の一部に対し補助するものであり、その補助率は2分の1、補助金の額としては20万円を上限としております。

これまでの実績であります。令和2年度は、全てが老朽空き家で17件でありました。令和3年度は老朽空き家32件、危険空き家1件、合計33件、令和4年度は老朽空き家33件、危険空き家3件、合計36件、令和5年度につきましては、2月末現在で老朽空き家28件、危険空き家1件、合計29件であります。

続きまして、イ、相続人調査に関する状況についてのお尋ねであります。

空き家等の管理について、近隣住民の方々などから相談があった場合は、現地確認と空き家等の所有者調査を行い、その所有者に対し適切に管理するようお願いしております。その相談件数は、令和4年度は51件、令和5年度は2月末現在で57件であります。そのうち空き家等の所有者がお亡くなりになっており、現在の管理者が特定できず、戸籍謄本などにより相続人調査を行った事案は、令和4年度は8件、令和5年

度は10件となっております。

こうした相続人調査につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法、もしくは小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例において、関係する地方公共団体の長などに対して、空き家等の所有者などの捜索に関し、必要な情報の提供を求めることができると記されていることから、これらの規定に基づき、提供のあった住民票や戸籍謄本などにより関係者を洗い出し、さらには、家庭裁判所に対し、相続放棄の有無について照会を行った上で相続人を特定しております。

また、令和5年度からは、このような相続人調査を効率的に行うため、相続関係が複雑な事案については、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会に委託して事務を進めているところであり、その委託件数は、先ほど申しあげました10件のうち3件となっております。

以上であります。

○都市政策部長（鵜飼達市）

続きまして、ウとしてお家の終活ノートについてのお尋ねであります。

本市における空き家等対策につきましては、令和4年2月に策定をいたしました小牧市空き家等対策計画におきまして、空き家等の発生抑制、空き家等の利活用促進、空き家等の適切な管理、管理不全空き家等の解消の4つを基本方針と定め、建物の利用状況や、老朽化の度合いに応じた様々な取組を実施しております。

こうした中、議員お尋ねの土地、建物の様々な経歴や権利関係などを記したお家の終活ノートにつきましては、財産を引き継ぐ家族にとって、管理、場合によっては処分する際には有効なものであり、空き家等の発生抑制につながるものであると考えられます。

このため、空き家等対策の推進に関する特別措置法が令和5年12月13日に改正されたことに伴い、本市の空き家等対策計画の見直しを令和6年度、令和7年度の2か年をかけて行うこととしておりますので、お家の終活ノートにつきましては、計画における今後の取組の一つとして、本市の空き家等対策協議会における御意見をお聞きしながら、内容などにつきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○18番（星熊伸作）

御丁寧に御答弁いただきました。

(1) アの補助実績は、過去3年間で年々件数が増えてきておりますので補助金制度の利用により、空き家等対策が徐々に進んでいると思われれます。

イの相続人調査につきましては、根気の要る作業ではあると思いますが、管理不全と思われる土地と建物に関して相談があった場合は、迅速に御対応いただきますよう

よろしくお願いいたします。

ウのお家の終活ノートの作成につきましては、財産を引き継ぐ家族にとって有効なものでありますので、空き家等の発生抑制にもつながると私も思います。導入に向け、御検討のほど、よろしくお願いいたします。

先ほどから述べさせていただいている空き家対策で問題となるのはやはり土地の所有者不明であることだと思えます。この対策として、令和6年4月から、相続登記の義務化が始まりますが、この周知についてどのようにされるか、再質問させていただきます。

○都市政策部長（鵜飼達市）

相続登記の義務化に関する周知についてでございますが、所有者がお亡くなりになったにもかかわらず、相続登記がされていないため、不動産登記簿を見ても、所有者が分からない、いわゆる所有者不明土地が全国で増加をしており、周辺環境悪化や、公共工事の阻害など社会問題になっておりますことから、令和3年に不動産登記法が改正され、これまで任意でありました相続登記が本年4月1日より義務化されることとなりました。本市におきましても、先ほどお答えをいたしましたとおり、空き家等の相続登記がされていないことにより所有者が直ちに判明せず、相続人調査を実施する件数が年々増加してきており、対応に時間を要する事案が増加しております。このため、現在、空き家等を含む土地や建物の相続登記の義務化につきまして、市ホームページや本市の空き家ガイドブック、令和5年度分の固定資産税納税通知書に同封した文書、また直近の広報こまき3月号への掲載など周知措置を図っているところであります。

また、おくやみコーナーにおきましては、以前より相続等による登記申請に関して案内してきたところであります。さらには、毎年開催している空き家対策セミナーにおきましても、周知措置を図っているところであり、今後もさらに機会を捉えて、周知の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただき、ありがとうございました。市ホームページ、おくやみコーナーでも相続申請のことを案内されたことで幅広く周知されていることが分かりました。来月から、相続登記の義務化にすることで、不動産取得を知った日から3年以内に正当な理由がなく、登記・名義変更手続きをしないと10万円以下の過料の対象となり、法改正前の相続物件にも適用されることとなります。この内容を広く市民の方に周知をしていただいて、不利益を被らないようにアドバイスのほどよろしくお願い申し上げます。

今回の法改正で、すぐに所有者不明土地の解消には至らないかもしれませんが、徐々に浸透していくことで、課題である空き家等対策に結びつけていただきますようお願い申し上げまして、全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、佐藤早苗議員。

○9番（佐藤早苗）

9番、佐藤早苗でございます。皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目2点について質問させていただきます。

質問項目1、1か月児及び5歳児健康診査について伺います。

国は、こども未来戦略加速化プランの今後3年間の集中的な取組として、乳幼児健康診査等を推進するために、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとしました。

1か月児健康診査は、原則、個別健診で乳児の健康保持及び増進を図ることを目的とし、身体の発育状況、栄養状態の確認、先天的な病気の有無と早期発見、生後2か月から始まる予防接種の時期や種類の確認、育児の相談等ができる大変重要な健康診査です。

育児相談は、母親の不安を緩和する精神的な支えにもなる貴重な機会になります。特に赤ちゃんのお世話の負担が大きい時期です。産後鬱は、およそ10から20%の産婦が罹患すると言われ、決して珍しい病気ではありません。この時期に小児科医や助産師に相談することによって、メンタルが落ち着いて楽になり、優しく赤ちゃんに向き合えると思いますので、母子ともに1か月児健診は重要と考えます。

5歳児健診においては、原則、集団健診で発達障害などを早く発見し、安心の就学、小学校入学につなげることを目指します。落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくありません。5歳児健診によって、そうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになるとの専門家の意見もありますし、報道によりますと、実際に5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究もあります。小学校入学前の就学児健診もありますが、就学までの期間が短いので、支援が難しいと思われれます。5歳児健診も重要な取組だと考えます。誰もが安心して子育てができる体制の強化を願って質問させていただきます。

質問1、健康診査の取組についてお尋ねします。

ア、保健センターで実施している母子保健法による本市の健康診査の取組状況について伺います。

こども家庭庁の地方自治体における令和4年度母子保健健康事業の実施状況調査によりますと、全国で1か月健診を実施している自治体は31.1%であります。本市は既に先進的に乳児健康診査の取組をされていると認識をしております。

イ、同様に、子育て包括支援センターで実施している本市の乳児健康診査の受診状況について伺います。

ウ、1か月児健康診査と乳児健康診査の違いについて伺います。

エ、乳幼児健康診査等の未受診者に対する支援は、どのように行っているのか、伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部次長（落合健一）

それでは、質問項目1、1か月児及び5歳児健康診査について。

(1)健康診査の取組についてのア、保健センターで実施している母子保健法による本市の健康診査の取組状況のお尋ねであります。

母子保健法で、市に義務づけられている健康診査（以下健診と申し上げます）は、1歳6か月児健診及び3歳児健診であります。また、このほかに市町村は必要に応じ、妊産婦、または乳児もしくは幼児に対して健診を行い、または健診を受けることを勧奨しなければならないとされており、4か月児健診と、2歳3か月児歯科検診を保健センターで集団健診として実施しております。

令和4年度に実施した各乳幼児健診の受診状況につきましては、4か月児健診が対象者数978人、受診者数924人で、受診率は94.5%、1歳6か月児健診が対象者数1,049人、受診者数982人で、受診率は93.6%、2歳3か月児歯科検診が対象者数1,009人、受診者数924人で、受診率は91.6%、3歳児健診が対象者数1,142人、受診者数1,048人で、受診率は91.8%となっております。

私からは、以上であります。

○こども未来部次長（伊藤加代子）

続きまして、本市の子育て世代包括支援センターで実施している乳児健康診査の受診状況についてのお尋ねであります。

本市では、親子健康手帳交付時に、乳児健康診査受診票2回分と、新生児聴覚検査受診票を交付しており、一部自己負担が発生する場合を除いて、健診費用のほとんど

を市が負担しております。

乳児健康診査の令和4年度受診状況は、1回目の受診票交付件数1,086件に対し、受診件数は943件、受診率は86.8%、2回目の受診票交付件数1,144件に対し、受診件数は725件、受診率は63.4%でした。新生児聴覚検査は、受診票交付件数1,076件に対し、受診件数は925件、受診率は86.0%でした。なお、乳児健康診査及び新生児聴覚検査の受診票は、妊娠届出時や転入時にあらかじめ交付しており、その後にあった転出、流産、死産、新生児死などによる対象人数の減少を反映しておりませんので、受診率は、受診件数を受診費用交付件数で割った数となります。

乳児健康診査は、未熟児や長期入院児など医療的な経過観察が必要な場合を除き、ほとんどの場合、1回目の受診は生後1か月頃に受診していただいておりますが、2回目の受診は、生後10か月頃を目安に受診するよう勧奨しておりますが、2回目の受診については、中には予防接種のときや、日頃の病院受診のときに主治医に発育や発達の相談ができていないなどの理由から受診されない方もいるため、1回目の受診率に比べ、2回目の受診率は低くなっています。

また、新生児聴覚検査は、通常出産した病院などで、生後3日目の入院中に実施する検査で、受診料は医療機関によって異なります。本市においては、5,000円の助成をしておりますが、あくまでも検査であるため、受診には保護者の同意が必要であり、保護者に検査の必要性が理解いただけない場合や、経済的な事情など様々な理由により、受診につながらない場合もあります。

私からは以上です。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、ウ、1か月児健康診査と乳児健康診査の違いについてのお尋ねであります。

このたび、国が推奨する1か月児健康診査と、現在本市において実施している乳児健康診査との異なる点は、健診対象とその健診項目になります。1か月児健康診査の健診対象者は、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児と限定されております。また、1か月児健康診査の健診項目は、乳児健康診査で行っている身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無に加えまして、新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK₂投与の実施状況の確認と必要に応じた投与、育児上問題となる事項が追加されております。

続きまして、エ、乳幼児健康診査などの未受診者に対する支援はどのように行っているかのお尋ねであります。

個別健診で行う乳児健康診査では、1回目の健診が未受診の場合、医療機関から受

診勧奨をされます。それでも受診がない場合は、ネグレクト疑いとして、医療機関から市へ情報提供されるため、必ず受診勧奨を行い、その後の必要な支援につなげております。2回目の健診については、集団で行う4か月児健診時に、生後10か月頃を受診目安として勧奨するとともに、1歳の誕生日の節目に、絵本や記念品をプレゼントするセカンドブック事業の個別通知やプレゼント配布時の相談の中でも受診状況を確認し、勧奨を行っております。

また、医療機関から全ての方の受診結果の報告をいただくほか、すくすく子育て応援事業の伴走型相談支援の中で行っている出生後の助産師訪問の折に、その後の受診状況や、検査結果を把握し、未受診者に対しては受診勧奨を行っております。集団で実施する乳幼児健診においても、未受診の場合、改めて個別通知を行い、それでもなお受診がない場合には、地区担当保健師から保護者に対して、お子さんの様子や子育ての不安などをお尋ねするとともに、健診の必要性を説明するなど、信頼関係を構築しながら健診の勧奨を行っております。

これら健診の結果が再検査となったお子さんについても、その後の受診状況について、それぞれ確認しており、子育て世代包括支援センターと保健センターで、その情報を共有しながら必要な支援につなげております。

以上になります。

○9番（佐藤早苗）

丁寧にご答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

本市では独自に4か月健診と1歳6か月児健診の間の発達の変化の大きい1歳の誕生日の節目に、絵本や記念品をプレゼントするファーストアニバーサリー事業（セカンドブック事業）を行い、親子との相談の機会を設けて必要な支援につながり、好評であると聞いています。会派でも推進させていただきましたが、その実施状況などについて伺います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

ファーストアニバーサリー事業（セカンドブック事業）の実施状況などについてのお尋ねであります。

ファーストアニバーサリー事業、通称セカンドブック事業は、子育て世代包括支援センター及び市内7か所の児童館で、令和元年度から実施しており、事業を開始した令和元年度の来所率は64.7%でしたが、令和2年度以降は80%台を推移し、令和4年度の来所率は80.4%となっております。

子育て世代包括支援センターや児童館で実施していることもあり、その後の施設利用につながるよう御案内し、育児の孤立予防に向けて働きかけていることが大きな特

徴であります。

相談内容は、食事や睡眠などの生活習慣についての相談が一番多く、発育や発達についての相談があった場合には、保護者と一緒に成長を確認しながら、継続的な支援に努めており、令和4年度に継続的な支援につながった件数は87件で、全体の10.6%でした。

また、未来所者に対しましては、生後1歳4か月頃に再通知するとともに、1歳6か月児健診時にも来所の勧奨を行い、健診後に継続的な支援が必要と判断された場合は、来所されない理由を念頭に置きながら、必要な支援につなげております。

以上になります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。親子ともに寄り添っていただき、安心した相談体制が整っていることにうれしく思いました。市の状況は理解できました。国から示された1か月児及び5歳児健診は、今後必要になってくると思います。

再度質問させていただきます。本市において、今後1か月児及び5歳児健康診査を実施していくお考えはないか伺います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

本市におきまして、1か月児及び5歳児健康診査を今後実施するかのお尋ねであります。

国は、令和6年度からの3年間の集中的な取組として、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制として、1か月児及び5歳児健康診査を整備しましたので、本市におきましても、できるだけ早期に健診を実施していきたいと考えております。

1か月児健康診査につきましては、1回目の乳児健康診査を国の実施要綱に沿った内容に変更していくことを検討しておりますが、個別健康診査となる1回目の乳児健康診査は、愛知県広域で連携して実施しておりますので、令和7年度の実施を念頭に、本市単独ではなく、県内の市町村とも調整を図りながら、令和6年度に県医師会と意見調整していく予定をしております。

私からは、以上になります。

○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

続きまして、5歳児健診についてであります。友達と上手に関われないなどの行動については、3歳児の集団健診で発見することには限界があると言われております。このため、集団経験を通して、言語の理解能力や社会性が高まる5歳児に対して健診を行うことは、年齢相応の発達を有しているかを確認し、支援が必要なお子さんにつ

いては、就学前から適切な支援につなげ、学校生活に順応できるよう支援をしていく上で必要な取組と考えております。

健診の実施に当たっては、集団で行う必要があること、また幼年期の精神発達に熟知している医師や臨床心理士、保育士等の専門職の確保、さらには健診後の支援体制の整備などが必要であると考えますので、準備に一定の期間が必要となります。

今後、先行して実施している自治体の事例も参考にしながら、市医師会や関係機関との協議や調整などを行い、1か月児健診と同時期に開始できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

前向きな御答弁いただきました。実施していただきますよう、どうぞよろしく願います。

健康診査の重要性は増えています。成長段階ごとの健康診査の結果等に寄り添った相談も必要になると思いますので、出産から就学までの切れ目のない実施体制をよろしく願います。

以上で、質問項目1の質問を終わります。

続きまして、質問項目2に入らせていただきます。

介護支援専門員の人材不足と確保について伺います。

団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題は目前です。このため、介護ニーズは急速に増大していきます。どの業界でも人材不足が叫ばれていますが、この高齢者を支える介護人材不足は既に深刻で、喫緊の課題であります。介護支援専門員は、介護保険制度とともに始まった職業です。一般的にはケアマネジャーと呼ばれておりますので、そのように表現させていただきますが、介護をしようとする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプランの作成やサービスをコーディネートして、初めて利用が可能になるので、介護保険制度において、ケアマネジャーは欠かせない存在です。ケアマネジャーの役割として、利用者及び家族の調整、主治医との調整、ヤングケアラーなどの課題についても所掌範囲となっており、業務範囲が多岐にわたっています。

このような介護の要の存在であるケアマネジャーの人材不足が特に深刻な問題です。人材不足を生んでいる要因の一つに、せっかくケアマネジャーとなっても離職してしまう人が少なくありません。離職理由については様々ありますが、何よりも法定研修が他職種に比べ頻繁にあり、そこに費用も時間もかかるため、それが大きな負担となっていることが挙げられます。国でもケアマネジャーに関する課題については、令和

4年12月の社会保障審議会介護保険部会にて取りまとめられた介護保険制度の見直しに関する意見において、ケアマネジャーについては、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第9期介護保険事業計画期間を通じて包括的な方策を検討する必要があると指摘をしています。本市でも例外ではありません。小牧市第9期介護保険事業計画の中には、介護人材が不足している状況であり、介護人材の確保・育成が大きな課題となっていますと挙げられています。高齢化率は増加を続け、2040年には32.2%に達すると予測されています。それに伴い、要介護・要支援認定者や認知症高齢者も増える見込みで、介護ニーズもますます高まりますので、一段とケアマネジャーの必要性を感じます。

介護労働安定センターの令和4年度介護労働実態調査によると、ケアマネジャーの平均年齢は53歳で、40歳未満のケアマネジャーは6%に満たないとの結果が出ておりますので、今後、離職防止と人材確保の観点から、より一層の支援体制が必要であると考えます。介護保険制度において要のケアマネジャーがいなくなると、サービスを必要とする高齢者が適切なサービスを受けることができなくなる、いわゆるケアマネ難民を生んでしまうおそれが出てきてまいります。市民の皆様安心して介護保険制度を使っていただくために、そして住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために質問をさせていただきます。

(1) 要介護・要支援認定者数の状況について。

要介護・要支援認定者の推移と今後の推計を伺います。

(2) 介護支援専門員の人材不足に対する認識と取組について。

ア、介護支援専門員の人材不足をどのように認識されているか伺います。

イ、介護支援専門員の人材確保等に向けた取組内容を伺います。

(3) 介護支援専門員の現状について。

ア、頻繁に研修を受講する必要があると聞かすが、その状況について伺います。

イ、研修費用に要する費用を助成するお考えはないか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○福祉部次長（小川真治）

質問項目2、介護支援専門員の人材不足と確保について。

(1) 要介護・要支援認定者数の状況について。

要介護・要支援認定者の推移と今後の推計についてであります。

本市の要介護・要支援認定者数は、高齢化により継続して増加しており、第1号被

保険者及び第2号被保険者の要介護・要支援認定者数は、令和3年度が5,196人、令和4年度が5,462人、令和5年度が5,692人と推移しています。今後につきましても、令和17年頃まで継続的に増加すると見込んでおり、第9期計画期間中の令和6年度に、5,874人、令和7年度に6,020人、令和8年度に6,177人となり、令和17年には7,328人まで増加し、その後は減少に転じると推計しております。

私からは以上となります。

○福祉部長（伊藤俊幸）

続きまして、（2）介護支援専門員の人材不足に対する認識と取組についてお答えします。

ア、介護支援専門員の人材不足をどのように認識されているかについてであります。本市の人口は、平成27年をピークに減少傾向が続いており、今後も少子高齢化により減少し続けると推計しています。65歳以上人口につきましても、令和22年頃まで増え続けた後に減少に転じるものと推計しております。人口の多い世代が高齢者となり、介護需要は高まるものの、それを支える15歳から64歳の生産年齢人口が減少しており、介護需要に対し適切なサービスの提供ができなくなる可能性があるかと危惧しております。実際、第9期介護保険事業計画の策定に当たり、市内介護保険事業所にアンケート調査を実施したところ、介護人材の充足状況の問いに対し、充足との回答は19.6%にすぎず、大いに不足が13.4%、不足気味が35.1%、やや不足が23.7%、無回答が8.2%と既に約7割の事業所で介護支援専門員を含む介護人材が充足していない状況でありました。

今後、安定した介護保険制度を維持していくためには、介護支援専門員を含む介護人材の確保・育成に向けた取組が必要であると考えております。

次に、イ、介護支援専門員の人材確保等に向けた取組内容についてであります。

現在、本市で実施している介護人材の確保・育成などに向けた取組としましては、介護支援専門員に限ったものではありませんが、主に3点実施しております。

1点目として、介護展において、人材確保などのために、介護の仕事相談ブースを設置し、ハローワークや愛知県福祉人材センターの職員による介護職の仕事紹介、求職相談などを行っております。

2点目として、介護保険サービス事業者連絡協議会等で事業者間での情報交換やワークショップなどを開催し、人材の育成及び職場定着率の向上を図っています。

3点目として、介護人材の確保・育成のための研修として、介護職未経験者を対象に、介護分野で働くきっかけづくりのための入門的研修、既に介護職に従事している方を対象とした現任者研修を実施しています。

また、介護支援専門員を対象に、ケアマネジメントに関する専門的知識・技術を習得するための研修などを実施し、介護人材の確保・育成を図っています。なお、この研修は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たす研修にもなっています。

次に（３）介護支援専門員の現状についてお答えします。

ア、頻繁に研修を受講する必要があると聞くが、その状況についてであります。

介護支援専門員になるには、介護支援専門員実務研修受講試験合格後、87時間の介護支援専門員実務研修及び3日程度の実習を受講する必要があります。この研修終了後に、介護支援専門員証の交付を受け、介護支援専門員となります。

証の有効期限は5年であり、最初の更新までに56時間の専門研修Ⅰと、実務従事期間に応じて32時間の専門研修Ⅱ、または更新研修を受講し、証を更新する必要があります。その後、5年ごとの証の更新に当たって、32時間の専門研修Ⅱ、または更新研修を受講する必要があります。

介護支援専門員に助言・指導などを行う主任介護支援専門員につきましても、主任介護支援専門員になる前に、70時間の主任介護専門員研修と5年ごとの更新時に46時間の更新研修の受講が必要となります。

愛知県における令和5年度の研修費用は、資格取得時の介護支援専門員実務研修が5万9,600円、資格取得後の専門研修Ⅰが3万8,200円、専門研修Ⅱ及び更新研修が2万8,600円、主任介護支援専門員研修が6万7,000円、主任介護支援専門員更新研修が6万1,000円となっています。

また、実務未経験者が証を更新する場合や証を失効した者が再度証の交付を受けようとする場合などについても研修の受講が必要となります。

次に、イ、研修に要する費用を助成する考えについてであります。

介護支援専門員は、介護を必要とする方やその家族の心身の課題を分析し、適切な介護サービスを受けられるようにサポートする役割を担っていることから、介護支援専門員になるに当たって、一定水準以上の知識や技術を取得するために研修が行われています。

また、介護支援専門員になった後も業務を継続するために定期的に受けなければならない研修や、義務ではありませんが、スキルアップのために受ける研修があります。介護支援専門員に対する研修は、様々な研修を体系的に実施することで、介護支援専門員の専門性の向上を図ろうとするものでありますが、この研修が負担となっているのも事実であり、これらの研修が負担となり介護支援専門員を諦める人も0ではないと聞きます。

介護の人材確保・育成については、全国的な問題として、全国市長会から介護職員、

介護支援専門員の確保、育成、定着を図るため、財政措置等の支援策を講じることが要望されていますので、市としても国等への要望をしていきたいと考えています。

また、研修費用に対し助成を実施している自治体もありますので、本市におきましても、研修費用に対する助成について他市町村の動向を注視し、調査・研究を進めてまいります。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。順次、再質問をさせていただきます。

要介護・要支援認定者は増加していくことが確認できました。市としても高まる介護ニーズに対し、安定した介護保険制度を維持していくためには、介護人材の確保・育成に向けた取組が必要であると認識されているとのことでした。その上で、介護展において介護の仕事相談ブースを設けるなどの介護人材確保の取組をされています。

再質問をさせていただきます。

介護展における仕事相談ブースの成果について伺います。

○福祉部次長（小川真治）

介護展における仕事相談ブースの成果についてであります。介護展における介護・福祉の仕事相談ブースは、介護・福祉関係の人材確保を目的に、仕事内容の紹介や就職のあっせんを行っています。令和5年度における相談受付件数につきましては、ハローワーク春日井が18件、愛知県福祉人材センターが14件です。なお、相談で就職につながったケースについては把握はしておりません。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

合計32件の相談があったということであり。様々な形で人材確保に向けて対応いただいていることを伺い、就労につながるチャンスになることを願います。

次に、研修について御答弁いただきました。ケアマネジャーの資格取得後も多くの時間と費用をかけて研修を受講する必要があること、主任ケアマネジャーにおいてはさらに負担が大きいことが分かりました。愛知県が特に高額とのことであり。介護保険制度において、ケアマネジャーは欠かせない存在です。研修費用の助成について、本市におきましても、調査・研究を進めていただけるとのことでしたが、既に助成を実施している自治体もあるということですので、再質問をさせていただきます。

他自治体における助成制度の内容について伺います。

○福祉部次長（小川真治）

他自治体における助成制度の内容についてであります。他自治体における研修費

等の助成制度といたしまして、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村を構成市町村とする東三河広域連合における助成制度でお答えをいたします。

助成制度の概要といたしまして、介護支援専門員及び主任介護専門員の有資格者増加による介護サービスの安定供給を確保するため、介護支援専門員実務研修、再研修または主任介護支援専門員研修を受講し、取得された方に対して、研修費用の一部を補助するものであります。対象者は、東三河広域連合の構成市町村に所在する指定介護サービス事業所に就労する方で、補助金額は5万9,600円の介護支援専門員実務研修に対して3万円、6万7,000円の主任介護支援専門員研修費用に対して3万円、3万6,600円の再研修費用に対して2万2,000円となっております。また、岡崎市では、市内の介護サービス事業所の職員の離職防止及び定着促進を図るため、事業所が所属する職員に対し、介護支援専門研修や更新研修などの費用を負担、または補助した場合、1事業所、1年度内につき、10万円を限度とし、費用の2分の1を補助金として交付しております。

以上です。

○9番（佐藤早苗）

既に助成制度を実施している自治体があります。離職防止のために、また近隣自治体が助成制度を導入した場合、抵触する可能性もありますし、ケアマネ難民を生まないうためにも前向きに検討していただくことを強くお願いしたいと思います。

研修の負担以外にも、離職理由の一つとして、利用者からのカスハラ被害を受けるケアマネジャーがいます。カスハラが心理的な過度の負担となって、離職につながるケースがあるとのこと。再質問をさせていただきます。

介護現場におけるカスハラ対策についてどのように考えているか、伺います。

○福祉部次長（小川真治）

申し訳ありません。先ほど助成制度の概要のときの答弁で、「介護支援専門員及び主任介護専門員の」と答弁をさせていただきましたが、正しくは「介護支援専門員及び主任介護支援専門員」でありましたので、謹んでおわび申し上げますとともに訂正をお願いいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

それでは、カスタマーハラスメント対策についてお答えします。

介護従事者が、利用者やその家族からハラスメント、物を投げるなどの身体的暴力、どなるなどの精神的な暴力、不必要に手を握るなどの性的嫌がらせ等を受けているケースは少なくなく、これらのハラスメントが介護支援専門員を含む介護従事者の離職

につながる要因の一つと考えています。

介護保険制度を維持していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるようハラスメント対策を含む職場環境、労働環境の改善を図っていくことが必要と考えています。

国は、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の一つとして、令和3年度の介護報酬改定においてカスタマーハラスメント防止のための必要な措置の実施を推奨し、国において作成したマニュアルや事例集などにより、各事業所における対策推進を支援しているところです。

本市におきましても、介護人材の確保が困難な中、少しでも安心して介護職に従事できる環境を整備する必要があると考え、国のマニュアル等を参考に、ホームページ等を利用した啓発を始めたところでもあります。

以上であります。

○9番（佐藤早苗）

カスハラについては国のマニュアル等を参考に啓発を始めたとのことでした。介護支援の現場は想像を絶する状況にあると、現場で働くケアマネジャーさんからの声をいただきました。今後ますます介護人材確保が困難の中にあって、少しでも安心して小牧で働きたいと、介護の要のケアマネジャーに言っていただけるよう、今後ともよろしく願います。

これで全ての質問を終わります。

○市長（山下史守朗）

今、ケアマネジャーの件についていろいろと御質問いただきましてありがとうございます。ケアマネジャーですね、介護支援専門員ということで、この研修等を数年に1回受けなきゃいけないということで、かなり高額だということでありまして、私もこれ拝見しまして、市から助成しないのかという、そういったお話がありました。そもそもこれ、高過ぎますよね。これ、愛知県が愛知県の社協に委託をして実施をしているというふうに聞いていますので、そもそもケアマネジャーですね、免許の更新、あるいは研修費用が何でこんなに高額なのかというところが問題かなというふうに思います。これを各市町村が補助をしてやっていくというのも、これも変な話だなということをおもいますので、そもそもこれが安くならないのかということをおもっています。これどういう状況なのか、よく私も県等に確認をして、これやっぱり離職防止もそうですけれども、やはりしっかり大事な仕事ですから、続けていただくということが大事だと思っています。やっぱりこれ、今、高齢化の中で介護人材の確保、非常に重要でありますし、この要になる仕事でありますから、これは国、

県、市とやはり連携をしてしっかりと制度として継続するように、持続可能な形にしていかないといけないと思いますので、これは単純に高いから、市が補助を出していきましょうということではなくて、そもそも論、これ国、県、市としっかりとどういう状況なのかを話をして、全体としてこういった負担感というのは非常にやっぱり大きいなと思いますから、この負担が軽減していけるようにしっかりとしていきたいと思いますので、私としてはそんな思いでありますので、市としてもいずれにしても努力していきたいというふうに思います。

○9番（佐藤早苗）

市長、答弁ありがとうございます。ケアマネジャーさんが本当に小牧で働きたいと言っていたるように、今後ともどうぞよろしくお願いします。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月11日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後4時45分 散 会)

令和6年小牧市議会第1回定例会議事日程（第3日）

令和6年3月8日午前10時 開議

第1 一般質問

1 代表質問

2 個人通告質問